

# 飛驒市第三次一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年 3 月改定

飛 驒 市



# 目 次

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の基本的事項</b> .....     | <b>1</b>  |
| 1. 計画の概要 .....                | 2         |
| 1-1 計画見直しの背景と目的 .....         | 2         |
| 1-2 計画の構成 .....               | 2         |
| 1-3 計画の位置付け .....             | 3         |
| 1-4 計画の期間 .....               | 3         |
| 1-5 対象地域 .....                | 3         |
| <b>第2章 ごみ処理基本計画</b> .....     | <b>4</b>  |
| 1. ごみ処理の現状と課題 .....           | 5         |
| 1-1 ごみ処理事業の沿革 .....           | 5         |
| 1-2 ごみ区分の定義 .....             | 7         |
| 1-3 ごみ収集の状況 .....             | 8         |
| 1-4 ごみ処理施設の状況 .....           | 11        |
| 1-5 ごみ排出量 .....               | 14        |
| 1-6 ごみ処理・処分量 .....            | 20        |
| 1-7 前計画の目標との比較 .....          | 26        |
| 1-8 他地域との比較 .....             | 28        |
| 1-9 ごみに関する課題 .....            | 30        |
| 2. ごみ処理量の予測 .....             | 33        |
| 2-1 将来人口の設定 .....             | 33        |
| 2-2 ごみ排出量の予測結果 .....          | 34        |
| 2-3 ごみ処理・処分量の予測結果 .....       | 36        |
| 3. ごみ処理基本計画 .....             | 39        |
| 3-1 基本理念 .....                | 39        |
| 3-2 基本方針 .....                | 40        |
| 3-3 数値目標 .....                | 41        |
| 3-4 減量実施時のごみ排出量の予測結果 .....    | 43        |
| 3-5 減量実施時のごみ処理・処分量の予測結果 ..... | 45        |
| 3-6 基本方針の施策 .....             | 48        |
| <b>第3章 生活排水処理基本計画</b> .....   | <b>51</b> |
| 1. 生活排水処理の現状と課題 .....         | 52        |
| 1-1 計画の位置付け .....             | 52        |
| 1-2 排水処理に係る経緯 .....           | 52        |
| 1-3 生活排水処理の概要 .....           | 52        |
| 1-4 生活排水処理の推移 .....           | 54        |
| 1-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集量 .....       | 55        |
| 1-6 北吉城クリーンセンターの処理量 .....     | 56        |

|              |                                 |           |
|--------------|---------------------------------|-----------|
| 1-7          | みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）の処理量.....  | 57        |
| 1-8          | みずほクリーンセンター（下水道汚泥焼却施設）の処理量..... | 58        |
| 1-9          | 最終処分量.....                      | 59        |
| 2.           | 生活排水処理量の予測.....                 | 60        |
| 2-1          | 生活排水の排出状況の予測結果.....             | 60        |
| 3.           | 生活排水処理基本計画.....                 | 62        |
| 3-1          | 計画の基本理念.....                    | 62        |
| 3-2          | 基本方針.....                       | 62        |
| 3-3          | 処理主体.....                       | 62        |
| 3-4          | 計画の目標年次.....                    | 63        |
| 3-5          | 生活排水計画.....                     | 63        |
| 3-6          | 生活排水対策の推進.....                  | 64        |
| 3-7          | 生活排水の適正処理のための施策.....            | 64        |
| 3-8          | 生活排水を処理する区域及び人口等.....           | 66        |
| 3-9          | し尿・浄化槽汚泥処理施設及び下水道汚泥焼却施設.....    | 67        |
| <b>第4章</b>   | <b>計画の推進と進行管理.....</b>          | <b>69</b> |
| 1.           | 計画の推進と進行管理.....                 | 70        |
| 1-1          | 計画の推進体制.....                    | 70        |
| 1-2          | 計画の進行管理.....                    | 71        |
| <b>資 料 編</b> | <b>.....</b>                    | <b>72</b> |
| 資料1.         | ごみ排出量、処理・処分量の予測方法.....          | 73        |
| 資料2.         | ごみ減量実施時の条件設定.....               | 77        |
| 資料3.         | ごみ排出量、処理・処分量の予測結果一覧表.....       | 78        |
| 資料4.         | 生活排水の予測結果一覧表.....               | 80        |

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1. 計画の概要

### 1-1 計画見直しの背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないこととされています。

飛騨市（以下「本市」と呼びます。）は、平成16年2月に、古川町、神岡町、河合村、宮川村の2町2村が合併し誕生しました。

そこで本市では「一般廃棄物処理基本計画」を平成20年3月に策定し、廃棄物行政に関わる各種施策を推進してきました。

このような状況の中で、本市では、本市の廃棄物行政を取り巻く背景や一般廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、平成30年3月に計画を策定しました。

今回、平成30年3月の前計画策定から5年が経過することを踏まえ、廃棄物を取り巻く現状、課題、目標の達成状況等を踏まえて、前計画の評価や所要の見直しを行い、循環型社会の実現に向けた各種の取り組みを一層推進することを目的として、今回、「飛騨市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」と呼びます。）を改定するものです。

表 1-1 計画策定の経緯

| 策定年      | 計画名称           | 計画期間         |
|----------|----------------|--------------|
| 平成20年3月  | 第一次一般廃棄物処理基本計画 | 平成20年度～令和4年度 |
| 平成22年12月 | 計画の見直し         | 平成20年度～令和4年度 |
| 平成25年1月  | 第二次一般廃棄物処理基本計画 | 平成25年度～令和4年度 |
| 平成25年8月  | 計画の見直し         | 平成25年度～令和4年度 |
| 平成30年3月  | 第三次一般廃棄物処理基本計画 | 平成30年度～令和9年度 |
| 令和5年3月   | 計画の見直し         | 平成30年度～令和9年度 |

### 1-2 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」と生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

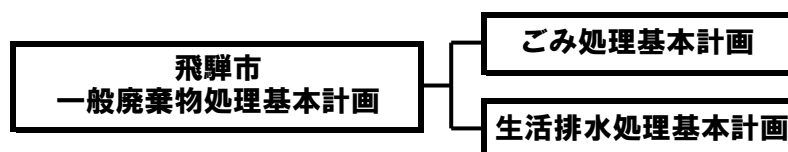


図 1-1 計画の構成

### 1-3 計画の位置付け

本計画は、飛騨市総合政策指針に定められている計画事項のうち、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、本市の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置付けられるものです。

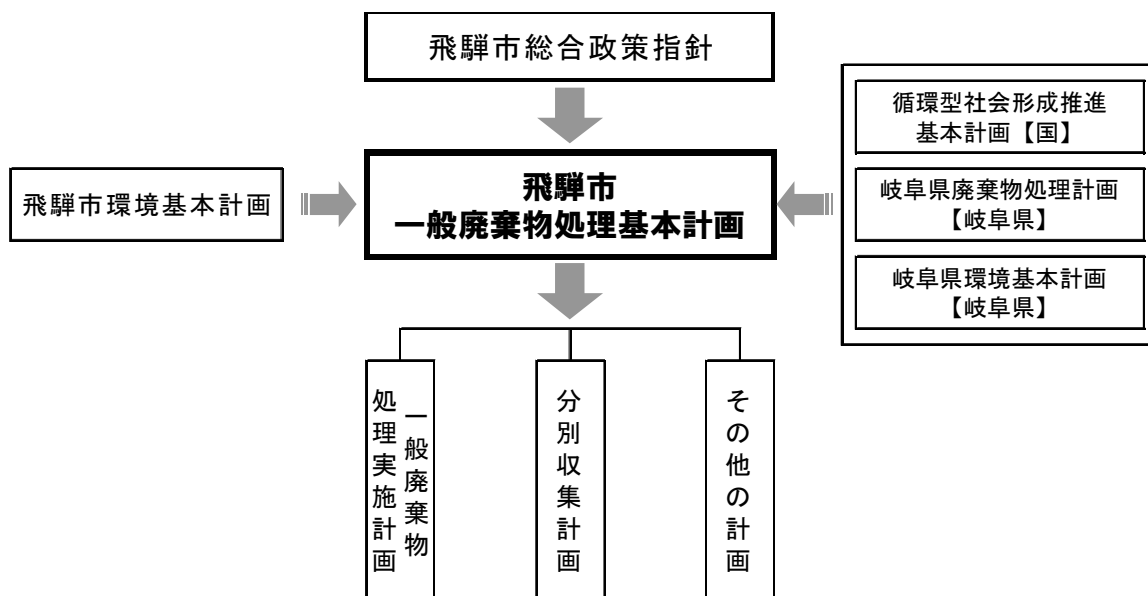


図 1-2 計画の位置付け

### 1-4 計画の期間

本計画は平成 30 年度を初年度とし、令和 9 年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。本計画は上位計画や関連計画と整合を図りながら、計画期間の中間年である令和 4 年度に見直しを行います。なお計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行います。

### 1-5 対象地域

対象地域は、飛騨市全域とします。

## 第2章 ごみ処理基本計画



# 1. ごみ処理の現状と課題

## 1-1 ごみ処理事業の沿革

本市におけるごみ処理事業の沿革は、表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

| 年     | 月   | 沿 革  |
|-------|-----|--|
| 平成元年  | 3月  | 南吉城クリーンセンター30 t/日 (15 t/8h×2 炉) が竣工。   |
|       | 4月  | 松ヶ瀬最終処分場 (埋立容量 26,000 m <sup>3</sup> ) で埋立開始。  |
| 平成4年  | 3月  | 松ヶ瀬清掃工場が竣工。  |
| 平成14年 | 10月 | プラスチック製容器包装を分別収集開始。  |
|       | 11月 | 南吉城クリーンセンターの能力を 60 t/日 (30 t/16h×2 炉) に変更。<br>(※平成14年9月より試行、平成14年12月より本格導入)                          |
|       | 12月 | 松ヶ瀬清掃工場焼却施設を休止 (ダイオキシン対策)。<br>ごみ収集業務の直営を廃止し、民間委託にする (神岡町)。   |
| 平成16年 | 2月  | 2町2村が合併して「飛騨市」が誕生。<br>古川町野口地内での不燃物回収の実施。(資源リサイクルセンター竣工まで実施)<br>神岡地区で実施していた EM ぼかしの無料配布事業を受け継ぎ、全域で実施。 |
| 平成18年 | 4月  | 紙製容器包装を分別収集開始。(紙マークのみ)<br>飛騨市資源リサイクルセンターが竣工 (河合町地内)。   |
| 平成19年 | 5月  | 河合最終処分場の埋立を終了。   |
| 平成20年 | 10月 | レジ袋減量化協定締結 (レジ袋の有料化)   |
| 平成21年 | 10月 | 可燃ごみ収集袋の値段下げる。   |
| 平成23年 | 3月  | 高山市との事務委託一部終了 (清見リサイクルセンター：廃止)   |
| 平成23年 | 4月  | 紙製容器包装を紙類全般に拡大して収集開始。(紙マーク以外の紙類資源化)  |
| 平成24年 | 3月  | 高山市との事務委託一部終了 (南吉城クリーンセンター、松ヶ瀬清掃工場、松ヶ瀬最終処分場)<br>松ヶ瀬清掃工場における拠点回収業務を終了。                                |
| 平成24年 | 4月  | 不燃物の保管・搬出業務を(有)丸忠商店に業務委託 (~27.3 まで)  |
| 平成25年 | 3月  | 飛騨市クリーンセンター 25 t/日 (12.5 t/16h×2 炉) が竣工。   |
| 平成26年 | 3月  | 南吉城クリーンセンター解体完了。   |
| 平成26年 | 3月  | 高山市との事務委託一部終了 (荒城クリーンセンター)   |
| 平成27年 | 3月  | 飛騨市リサイクルセンター (古川町) が竣工し、神岡町での民間委託と資源リサイクルセンター (河合町) での業務終了<br>プラ製容器、雑紙類の分別作業を直営化。                    |
| 平成27年 | 10月 | 飛騨市クリーンセンター火災事故発生。(再稼働 H28.4)<br>飛騨市クリーンセンターにおける産業廃棄物受入制限開始。(対象 1 t/年以上)                             |
| 平成28年 | 6月  | 松ヶ瀬清掃工場、旧宮川村ごみ焼却場解体完了 (H27 繰)。   |
| 平成29年 | 3月  | 家庭用生ごみ堆肥化補助金終了   |
| 平成30年 | 11月 | 24 時間資源回収ボックスの運用開始 (古川町若宮駐車場内)   |
| 令和元年  | 8月  | お出かけリサイクルセンター運用開始 (市役所、各振興事務所)   |
| 令和元年  | 9月  | 24 時間資源回収ボックスの運用開始 (神岡振興事務所駐車場内)   |
| 令和元年  | 9月  | 衣類定期回収開始 (市役所、各振興事務所)  |
| 令和2年  | 9月  | 24 時間資源回収ボックスの運用開始 (河合振興事務所駐車場内、宮川町保健センター駐車場内)   |

|      |     |   |
|------|-----|---|
| 令和3年 | 2月  | リユース広場の開催                                 |
| 令和3年 | 4月  | EMぼかしの自宅配布開始（無料配布）                        |
| 令和3年 | 6月  | 24時間資源回収ボックスの運用開始（古川町袈裟丸地内、神岡町旧山田保育園駐車場内） |
| 令和3年 | 11月 | お出かけリサイクルセンターの運用終了                        |
| 令和4年 | 4月  | 高齢者世帯粗大ごみ等回収支援助成事業開始                      |
| 令和4年 | 6月  | 民設民営施設「エコサポートかみおか」休日開所の試行開始               |
| 令和4年 | 8月  | 飛騨市ごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」の運用開始                  |

## 1-2 ごみ区分の定義

本計画では、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に準じて、ごみの発生・排出に関する定義を行います。

廃棄物処理法に規定する一般廃棄物のうち、市民の生活や事業活動などによって発生するすべての不要物の量を「ごみ発生量」とし、その中で事業者独自の資源回収や家庭での自家処理（生ごみの減量化等）された量などの「潜在性ごみ」を除いたもの — 市が統計的に把握している量 — を「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」から、団体・地区等により回収された資源量である「集団資源回収」を除いたものを「ごみ排出量」とします。ごみ排出量は、ごみ処理施設等に搬入されて処理・処分されるごみの量（計画処理量）です。

「ごみ排出量」のうち、家庭から排出されたごみを「家庭系ごみ」、事業所などから排出されたごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭系ごみ」は、市の収集（収集、拠点回収）によりごみ処理施設に搬入されるものと、市民が直接搬入するものがあります。

「事業系ごみ」は、事業者自身や許可業者などによりごみ処理施設に直接搬入されます。

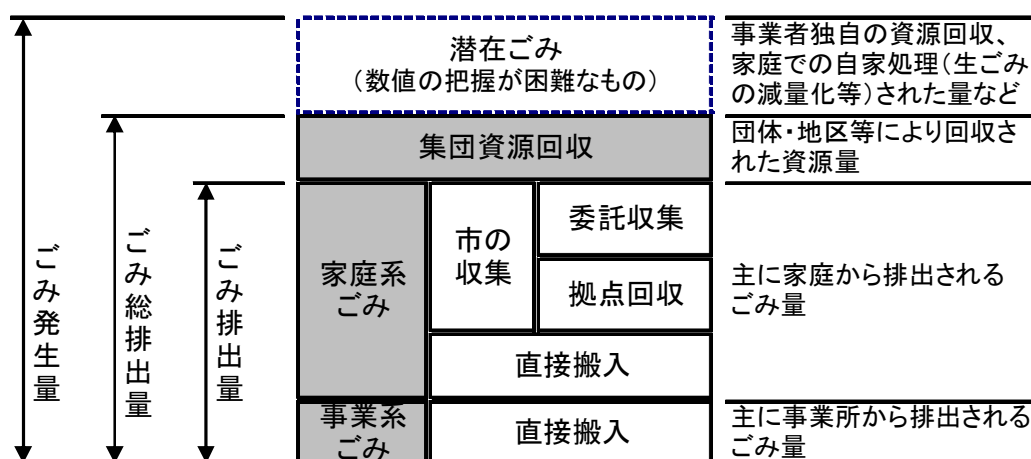


図 2-1 ごみ区分の定義

1-3 ごみ収集の状況

(1) ごみ出しの方法

ごみの品目別のごみ出しの方法は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 ごみ出しの方法

|                 | 分別区分     | 地 区                     | ごみ出しの方法   |  |
|-----------------|----------|-------------------------|---|--|
| 家庭系<br>ごみ       | 可燃ごみ     | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区 | ①指定された日に市の収集に出す<br>②飛騨市クリーンセンターに直接搬入                        |  |
|                 | 資源<br>ごみ | カン                      | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区                                     | ①指定された日に市の収集に出す  |
|                 |          | ビン                      |   | ②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入   |
|                 |          | ペットボトル                  |   | ③(株)神岡衛生社内エコサポートかみおかに直接搬入  |
|                 |          | プラスチック製容器包装             | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区                                     | ①指定された日に市の収集に出す<br>②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入  |
|                 |          | 紙類                      | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区                                     | ①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入<br>②24時間資源回収ボックスに直接搬入   |
|                 |          | 新聞・雑誌、ダンボール、紙パック        |   | ①指定された日に市の収集に出す<br>②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入<br>③24時間資源回収ボックスに直接搬入<br>④(株)神岡衛生社内エコサポートかみおかに直接搬入 |
|                 |          | 小型家電類、鉄くず類、蛍光管、乾電池      | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区                                     | ①指定された日に市の収集に出す<br>②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入  |
|                 | 衣類       | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区 | ①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入<br>②24時間資源回収ボックスに直接搬入<br>③各町の衣類定期回収に直接搬入 |  |
|                 | 粗大ごみ     | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区 | ①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入  |  |
|                 | 不燃ごみ     | 埋立ごみ                    | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区                                     | ①指定された日に市の収集に出す<br>②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入  |
|                 | 特殊ごみ     | 食用廃油                    | 古川地区  | ①指定場所で年3回(4月・7月・11月)回収<br>②飛騨市リサイクルセンターに直接搬入   |
| 河合・宮川地区<br>神岡地区 |          |                         | ①飛騨市リサイクルセンターに直接搬入  |  |
| 事業系ごみ           | 可燃ごみ     | 古川地区<br>河合・宮川地区<br>神岡地区 | ①飛騨市クリーンセンターに直接搬入<br>②飛騨市の許可業者に依頼する                         |  |

(2) 市の収集に出す場合

家庭からのごみを市の収集に出す場合の分別区分と出し方は、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 ごみの分別区分と出し方

■指定集積場所に出すもの

| 分別区分 |             | 具体的な内容   | 出し方                                  |    | 収集  |
|------|-------------|--|--------------------------------------|----|-----|
| 可燃ごみ |             | 生ごみ、リサイクルに適さないプラスチック製品、革製品、ゴム製品、リサイクルに適さない紙類(汚れた紙、紙おむつ等の衛生用品、シュレッダー紙等)、包装用緩衝材(プラスチック製品以外)、衣類で汚れている物等 | 市指定のごみ袋(黄色)に入れて指定集積場所に出す             | 有料 | 週2回 |
| 資源ごみ | 紙類          | 紙製容器包装、封筒、ハガキ、カレンダー、プリント類、名刺、メモ用紙、画用紙、ポスター等で汚れていないもの等  | 市指定の紙類専用ごみ袋(オレンジ色)に入れて指定集積場所に出す      | 有料 | 月2回 |
|      | プラスチック製容器包装 | カップ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、チューブ類、プラスチック容器、包装用緩衝材、その他  | 市指定のプラスチック製容器包装用ごみ袋(水色)に入れて指定集積場所に出す | 有料 | 月2回 |

■地域のごみ収集ステーションに出すもの

| 分別区分 |                  | 具体的な内容  | 出し方  |    | 収集    |
|------|------------------|---|--|----|-------|
| 資源ごみ | カン               | ジュース、ビール、お茶、お菓子、缶詰等の飲食用のカン                          | 内容物を取り除き、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す                        | 無料 | 月1~2回 |
|      | ビン               | 飲食用のビン、化粧品のビン<br>※透明ビン、茶色のビン、その他の色のビンの3種類           | ふた・キャップを外し、内容物を取り除き、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す             | 無料 | 月1~2回 |
|      | ペットボトル           | 清涼飲料、しょうゆ、酒類等                                       | ラベル・キャップを外し、水洗い・乾燥後、地域のごみ収集ステーションに出す                     | 無料 | 月1~2回 |
|      | 新聞・雑誌、ダンボール、紙パック | ダンボール、新聞(チラシ・広告含む)、雑誌、書籍、紙パック                       | 新聞、雑誌、ダンボールはそれぞれ十字に縛って出す。紙パックは縛らずに、定められた容器に出す<br>※神岡地区のみ | 無料 | 年数回   |
|      | 小型家電類            | ドライヤー、時計、ラジカセ、電気ポット、電気ジャー等の電気・電池で動く製品(およそ50cm以下の製品) | 地域のごみ収集ステーションに出す   | 無料 | 月1~2回 |
|      | 金物               | スプレー缶、ガス缶、フライパン、鉄類が入った製品、鍋焼きうどんの器、缶のフタ等             | 地域のごみ収集ステーションに出す   | 無料 | 月1~2回 |
|      | 蛍光灯等             | 電球形・直管型蛍光灯、LED電球、白熱電球、水銀体温計等                        | 地域のごみ収集ステーションに出す   | 無料 | 月1~2回 |
|      | 乾電池              | 乾電池、ボタン電池、充電式電池                                     | 地域のごみ収集ステーションに出す   | 無料 | 月1~2回 |
| 不燃ごみ | 埋立ごみ             | 陶磁器、ガラス製品、ガラスコップ類、使い捨てライター等                         | 地域のごみ収集ステーションに出す   | 無料 | 月1~2回 |

### (3) ごみ処理手数料

現在、本市では、指定袋制により家庭系ごみの有料化を実施しており、手数料は表 2-4 に示すとおりです。

また、市指定のごみ袋は、市内のスーパー、コンビニ、小売店などで販売していますが、家庭系ごみ・事業系ごみに関わらず、ごみ処理施設に直接搬入する場合には、処理手数料を徴収しています。

表 2-4 ごみ処理手数料

| 取扱区分                        | ごみの種類                       | 手 数 料                                    |  |
|-----------------------------|-----------------------------|--|--|
|                             |                             | 家庭系ごみ                                    | 事業系ごみ                                    |
| 市指定収集袋*<br>による廃棄物<br>収集運搬処分 | 可燃ごみ (大)                    | 10 枚 520 円                               | —  |
|                             | 可燃ごみ (小)                    | 20 枚 520 円                               | —  |
|                             | 可燃ごみ (極小)                   | 20 枚 260 円                               | —  |
|                             | プラスチック製容器包装                 | 10 枚 100 円                               | —  |
|                             | 紙類                          | 10 枚 100 円                               | —  |
| 処理施設<br>持込み処分               | 可燃ごみ                        | 10kg までごとに 70 円                          | 10kg までごとに 70 円                          |
|                             | 紙製資源ごみ (新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック類) | —  | 1 kg までごとに 10 円                          |
|                             | カン・ビン                       | —  | 1 kg までごとに 10 円                          |
|                             | ペットボトル                      | —  | 1 kg までごとに 10 円                          |
|                             | 金物                          | 1kg までごとに 10 円                           | 1 kg までごとに 10 円                          |
|                             | 電機・電器製品 (特定家庭用機器を除く)        | 1kg までごとに 50 円                           | 1 kg までごとに 50 円                          |
|                             | 畳・敷物・布団類                    | 1kg までごとに 30 円                           | 1 kg までごとに 30 円                          |
|                             | 家具・建具類                      | 1kg までごとに 50 円                           | 1 kg までごとに 50 円                          |
|                             | プラスチック製品 (スキーを含む)           | 1kg までごとに 80 円                           | 1 kg までごとに 80 円                          |
|                             | 自転車、一輪車等機器類                 | 1kg までごとに 100 円                          | 1 kg までごとに 100 円                         |
| 埋立ごみ (陶器・ガラス等)              | —                           | 1 kg までごとに 10 円                          |  |
| 特定家庭用<br>機器廃棄物<br>運搬        | 破損した特定家庭用機器<br>廃棄物          | リサイクル料金相当額<br>に 4,710 円を加算した<br>額        | リサイクル料金相当額<br>に 4,710 円を加算した<br>額        |
|                             | 特定家庭用機器                     | 1 台当たり 4,190 円 (リ<br>サイクル料金を支払っ<br>てある物) | 1 台当たり 4,190 円 (リ<br>サイクル料金を支払っ<br>てある物) |

※ 1. 市指定収集袋の大きさ

- ・可燃ごみ (大)、プラスチック製容器包装、紙製容器包装 : 870mm×650mm
- ・可燃ごみ (小) : 690mm×500mm
- ・可燃ごみ (極小) : 540mm×330mm

## 1-4 ごみ処理施設の状況

### (1) 中間処理施設の概要

本市には、焼却施設として飛騨市クリーンセンター、ストックヤードとして飛騨市リサイクルセンターが設置されています。

それぞれのごみ処理施設の位置は図 2-2、概要は表 2-5 及び表 2-6 に示すとおりです。



図 2-2 処理施設等の位置

表 2-5 焼却施設の概要

| 項 目    | 飛騨市クリーンセンター  |
|--------|--|
| 所在地    | 飛騨市古川町谷 11 番地 4  |
| 施設管理   | 飛騨市  |
| 敷地面積   | 11,000 m <sup>2</sup> (飛騨市リサイクルセンターを含む全体面積)                          |
| 処理対象ごみ | 一般廃棄物 (可燃ごみ、事業系可燃ごみ)   |
| 処理能力   | 25 t / 日 (1 日 16 時間稼動・2 系統)  |
| 計画処理量  | 約 6,000 t / 年  |
| 竣工年月日  | 平成 25 年 3 月  |
| 燃焼設備   | ストーカ炉 (横型) による焼却方式   |
| 灰の処理   | 安定化処理を行った上で場外搬出  |
| プラント設備 | 受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、給水設備、排水処理設備、電気計装設備で構成 |
| 余熱利用   | 施設内温水利用、白煙防止等  |

表 2-6 ストックヤードの概要

| 項 目              | 飛騨市リサイクルセンター  |                   |
|------------------|---|-------------------|
| 区分               | ストックヤード   |                   |
| 所在地              | 飛騨市古川町谷 16 番地 2                                       |                   |
| 施設管理             | 飛騨市   |                   |
| 建築面積             | 1687.19 m <sup>2</sup>                                |                   |
| 保<br>管<br>能<br>力 | ダンボール   | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 新聞紙・雑誌  | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 牛乳パック・衣類  | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 缶   | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | びん  | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | ペットボトル  | 28 m <sup>2</sup> |
|                  | 蛍光管、乾電池   | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 食用廃油  | 11 m <sup>2</sup> |
|                  | 鉄くず類  | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 陶器、ガラス類、埋立  | 21 m <sup>2</sup> |
|                  | 可燃性粗大   | 19 m <sup>2</sup> |
| 竣工年月日            | 平成 27 年 3 月   |                   |
| 主な設備             | 可燃性粗大ごみ破碎設備 (1t / 5h)<br>ペットボトル、プラ製容器包装圧縮梱包設備 (1t/5h) |                   |



## (2) 最終処分場の概要

神岡地区にある管理型の松ヶ瀬最終処分場は、平成元年4月に供用を開始しました。令和3年3月末現在の残余容量は約2,700 m<sup>3</sup>となっています。

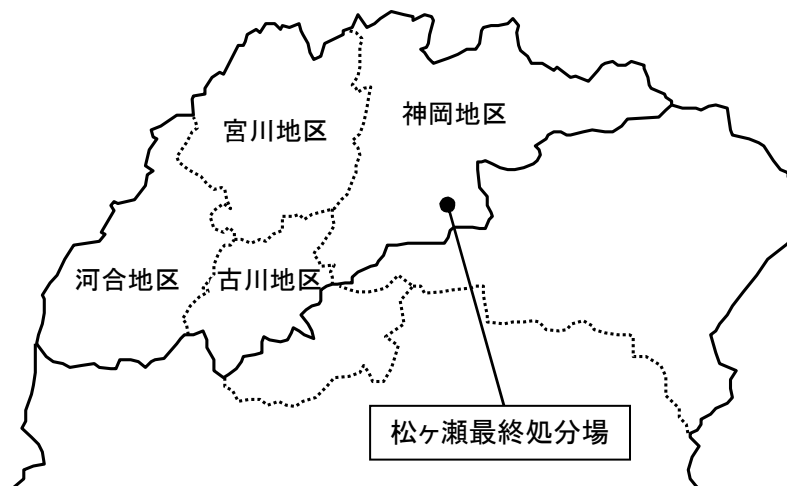


図 2-3 最終処分場の位置

表 2-7 最終処分場の概要

| 項目      | 松ヶ瀬最終処分場                               |
|---------|--|
| 所在地     | 飛騨市神岡町麻生野 118 番地                       |
| 施設管理    | 飛騨市                                    |
| 埋立面積    | 5,400 m <sup>2</sup>                   |
| 埋立容積    | 26,000 m <sup>3</sup>                  |
| 残余容量    | 約 2,700 m <sup>3</sup> (令和 3 年 3 月末現在) |
| 埋立開始時期  | 平成元年                                   |
| 運営管理体制  | 一部委託                                   |
| 埋立対象物   | 焼却残渣 (主灰及び飛灰)、不燃物                      |
| 浸出水処理能力 | 25 m <sup>3</sup> /日                   |
| 浸出水処理方式 | 凝集沈殿、生物処理 (脱窒なし)、消毒                    |

## 1-5 ごみ排出量

### (1) ごみ総排出量

本市のごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収の合計）は、令和3年度において6,899 tであり、過去10年間（平成24年度～令和3年度）では減少傾向を示し、平成24年度と比較すると16.8%減少しました。

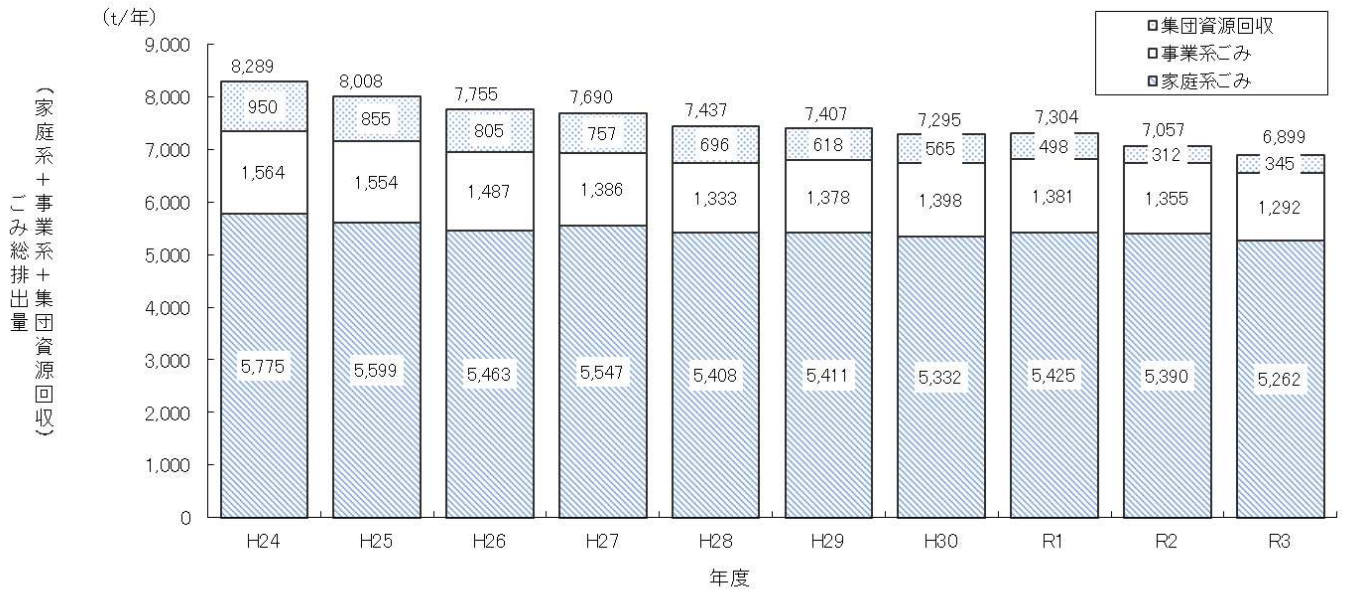


図 2-4 ごみ総排出量の推移

## (2) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみ排出量は、令和3年度において5,262 tであり、過去10年間（平成24年度～令和3年度）では減少傾向を示し、平成24年度と比較して8.9%減少しました。

令和3年度の家庭系ごみの内訳をみると、可燃ごみが76.0%で最も多く、次いで資源ごみが16.6%、粗大ごみが5.4%、不燃ごみが2.0%、特殊ごみが0.01%となっています。

品目別の排出量をみると粗大ごみについては、増加傾向を示しています。

(※各品目は表2-8参照)

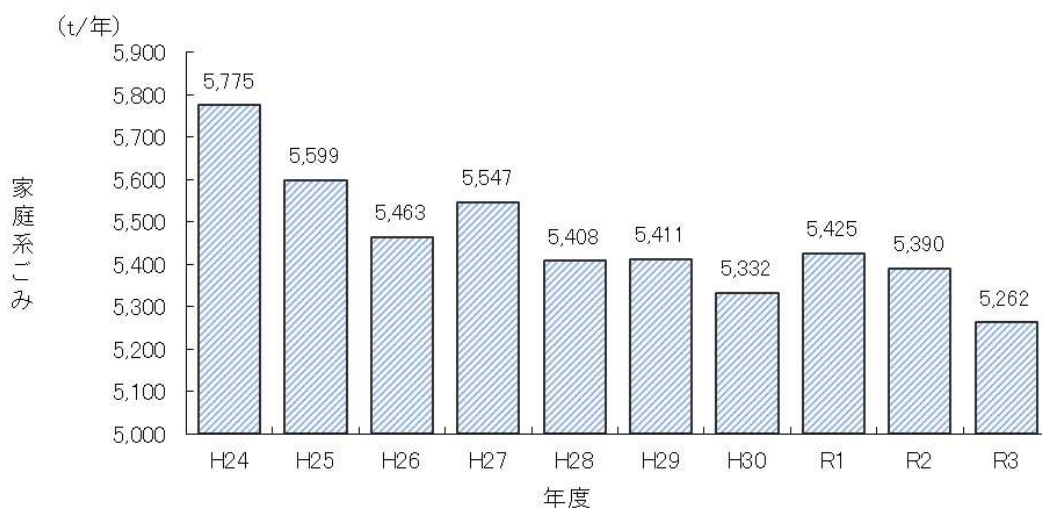


図 2-5 家庭系ごみ排出量の推移

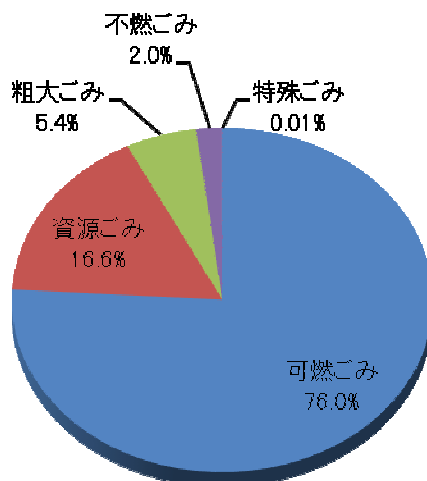


図 2-6 家庭系ごみの内訳（令和3年度）

表 2-8 品目別排出量の推移（家庭系ごみ）

| 品目   |          | 年度     |        |       |       |       |       |        |        |        |       |
|------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
|      |          | H24年度  | H25年度  | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  | H31年度  | R2年度   | R3年度  |
| 資源ごみ | 缶        | 67.5   | 60.2   | 61.3  | 47.1  | 44.6  | 40.8  | 41.6   | 39.2   | 41.1   | 38.2  |
|      | ビン       | 267.2  | 252.8  | 251.4 | 233.1 | 226.4 | 211.4 | 199.2  | 205.9  | 172.6  | 161.1 |
|      | ペットボトル   | 55.5   | 60.3   | 48.2  | 45.7  | 42.8  | 43.7  | 47.4   | 45.6   | 44.1   | 43.1  |
|      | プラ製容器包装  | 137.3  | 137.6  | 133.6 | 136.9 | 129.7 | 134.8 | 130.9  | 128.7  | 130.4  | 139.7 |
|      | 紙類       | 162.9  | 157.9  | 151.6 | 133.2 | 125.8 | 130.5 | 127.3  | 127.3  | 119.1  | 115.5 |
|      | プラスチック製品 | -      | -      | -     | 23.2  | 26.7  | 34.7  | 45.6   | 40.2   | 38.7   | 32.2  |
|      | 新聞・雑誌    | 193.7  | 128.1  | 114.4 | 109.2 | 113.8 | 97.4  | 86.0   | 101.7  | 174.6  | 146.1 |
|      | 段ボール     | 68.6   | 50.4   | 43.0  | 49.4  | 48.6  | 54.6  | 55.0   | 58.7   | 81.9   | 83.0  |
|      | 衣類       | 0.0    | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 13.2  | 14.3   | 35.1   | 58.7   | 63.4  |
|      | 紙パック     | 0.9    | 0.6    | 0.7   | 1.7   | 2.0   | 1.8   | 1.9    | 1.8    | 2.3    | 2.3   |
|      | 小型家電類    | 68.7   | 87.8   | 87.5  | 60.9  | 66.3  | 69.8  | 88.2   | 99.9   | 115.8  | 97.3  |
|      | くず鉄類     | 116.0  | 134.3  | 113.0 | 132.8 | 110.8 | 125.8 | 131.0  | 150.0  | 168.5  | 148.0 |
|      | 蛍光灯      | 8.5    | 8.1    | 6.3   | 4.7   | 8.9   | 5.1   | 5.3    | 6.7    | 4.6    | 5.8   |
|      | 乾電池      | 11.3   | 10.5   | 10.1  | 10.9  | 7.1   | 10.2  | 8.4    | 8.8    | 9.7    | 20.0  |
|      | コンクリート製品 | -      | -      | -     | -     | -     | -     | -      | -      | -      | 23.9  |
| 羽毛布団 | -        | -      | -      | -     | -     | -     | -     | 0.4    | 0.3    | 0.5    |       |
| 小計   | 1158.1   | 1088.6 | 1021.1 | 988.8 | 953.5 | 973.7 | 982.0 | 1049.9 | 1162.4 | 1120.1 |       |
| 粗大ごみ | 可燃性粗大ごみ  | 127.1  | 132.6  | 118.9 | 200.8 | 224.5 | 208.4 | 236.0  | 299.1  | 257.6  | 270.2 |
| 不燃ごみ | 陶器・ガラス類等 | 115.1  | 113.7  | 109.2 | 107.0 | 91.0  | 121.4 | 111.2  | 116.6  | 130.2  | 98.5  |
| 特殊ごみ | 食用廃油     | 2.0    | 1.0    | 1.0   | 1.6   | 0.0   | 1.6   | 0.7    | 1.3    | 0.9    | 0.7   |

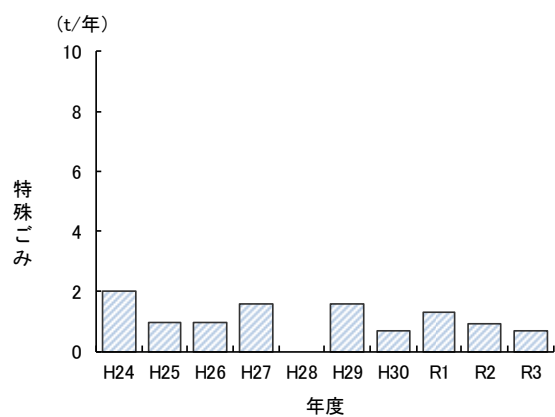
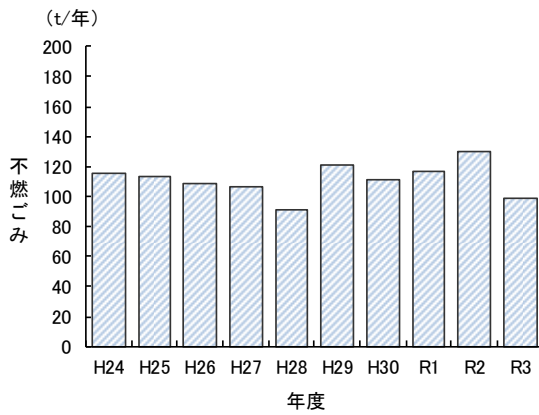
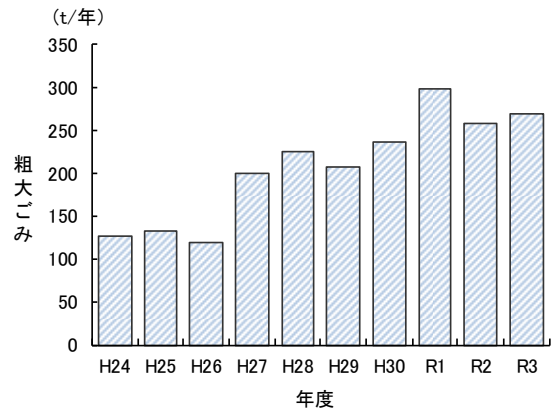
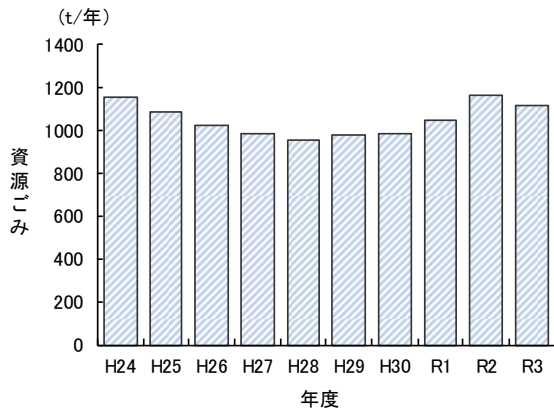


図 2-7 ごみ種別排出量の推移（家庭系ごみ）

### (3) 事業系ごみ

本市の事業系ごみ排出量は、令和3年度において1,292 tであり、年度による変動はありますが、平成24年度以降は減少傾向を示し、平成24年度と比較して17.4%減少しました。

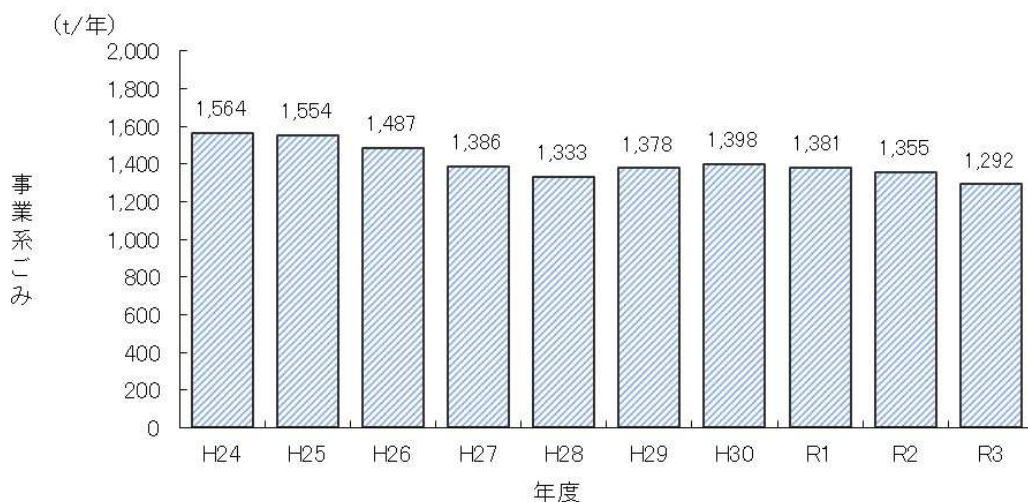


図 2-8 事業系ごみ排出量の推移

### (4) 集団資源回収

本市の集団資源回収量は、令和3年度において345 tであり、過去10年間（平成24年度～令和3年度）では減少傾向を示し、平成24年度と比較して63.7%減少しました。

集団資源回収は、①紙製資源（新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック）、②繊維類（古繊維）、③不燃性資源（アルミ缶）を対象としていますが、令和3年度において回収量の97%以上は紙製資源となっています。

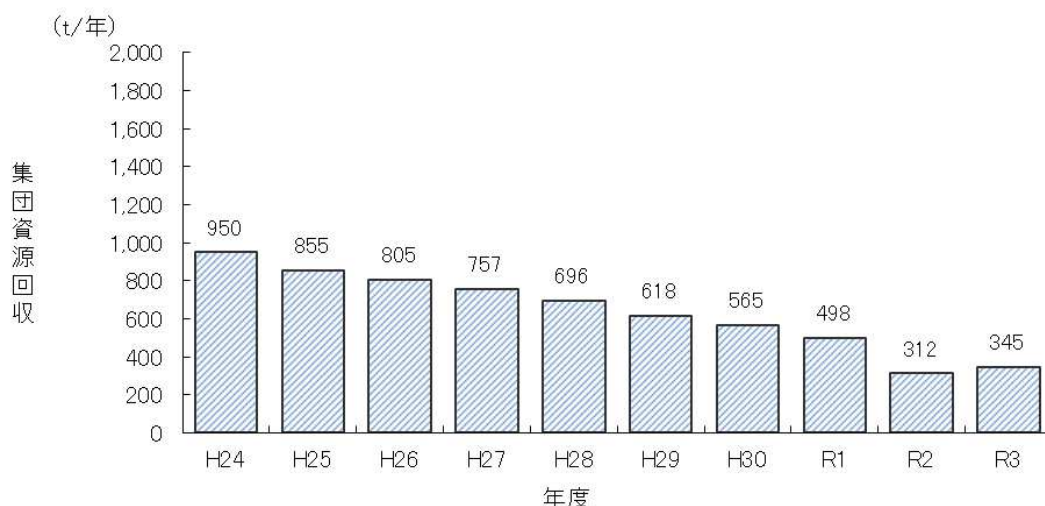


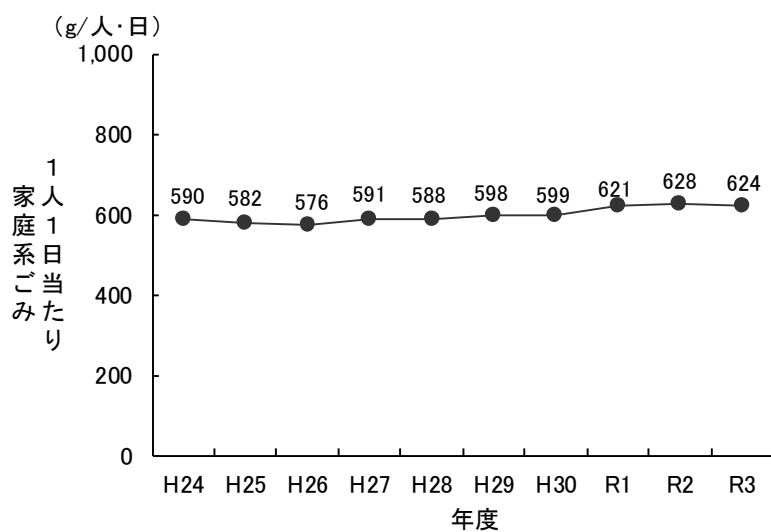
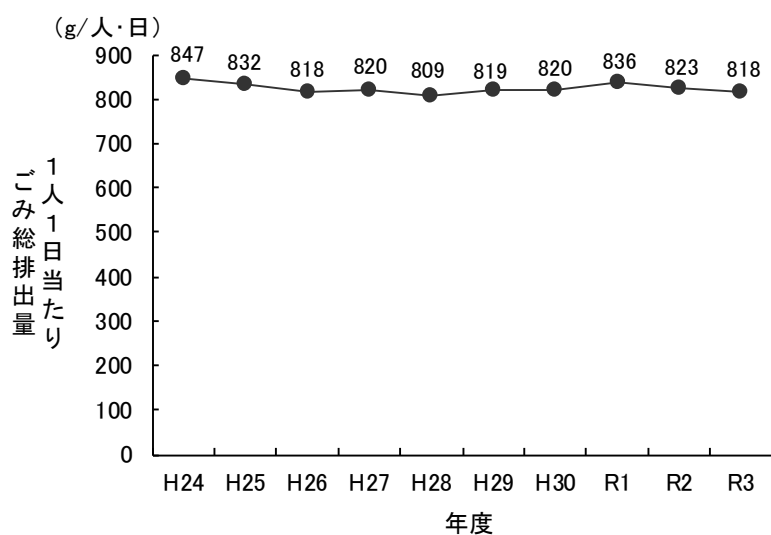
図 2-9 集団資源回収量の推移

### (5) 1人1日当たりのごみ排出量

令和3年度の1人1日当たりごみ総排出量は818g/人・日であり、平成24年度以降の10年間で3.4%減少しました。

令和3年度の1人1日当たり家庭系ごみは624g/人・日であり、平成24年度以降の10年間で5.8%増加しました。

1人1日当たりごみ総排出量は、ほぼ横ばいとなっています。1人1日当たり家庭系ごみは、令和元年度以降やや増加傾向となっています。



※1. 1人1日当たりのごみ排出量=各年度のごみ排出量÷(人口×年間日数)

図 2-10 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## (6) 可燃ごみの組成

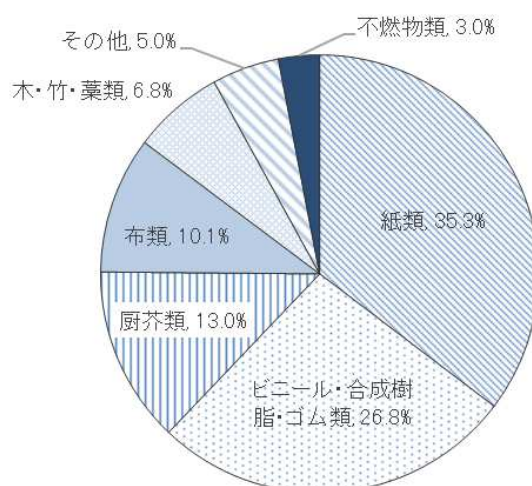
市のごみ焼却施設へ搬入された『可燃ごみ』の組成調査によると、「紙類」が 35.3%、次いで「ビニール・合成樹脂・ゴム類」が 26.8%、「厨芥類」が 13.0%、「布類」が 10.1%、「木・竹・藁類」が 6.8%、「その他」が 5.0%、「不燃物類」が 3.0%となっています。

「紙・布類」には、ティッシュペーパーなどの資源化できない紙類の他、雑がみ類や紙製容器包装などの資源ごみが混入していると考えられます。また、「布類」には、リサイクル可能な製品も混入していると考えられます。「不燃物類」については、分別の徹底による混入防止が必要です。

本調査結果より確認された可燃ごみ減量のための課題は以下に示すとおりであり、これらの課題へ対応することにより、可燃ごみは更なる減量が可能と考えられます。

### 【可燃ごみ減量のための課題】

- ①紙・布類の分別
- ②分別徹底による資源ごみや不燃ごみの混入防止



- ※ 1. 令和3年度に4回調査した結果の平均を示します。
- 2. ごみピットに堆積しているごみの中から任意に回収したものの組成を調査しました。

図 2-11 可燃ごみの組成（令和3年度）

## 1-6 ごみ処理・処分量

令和3年度に排出された家庭系ごみは5,262 t、事業系ごみは1,292 t、集団資源回収は345 tであり、ごみ総排出量は6,899 tです。

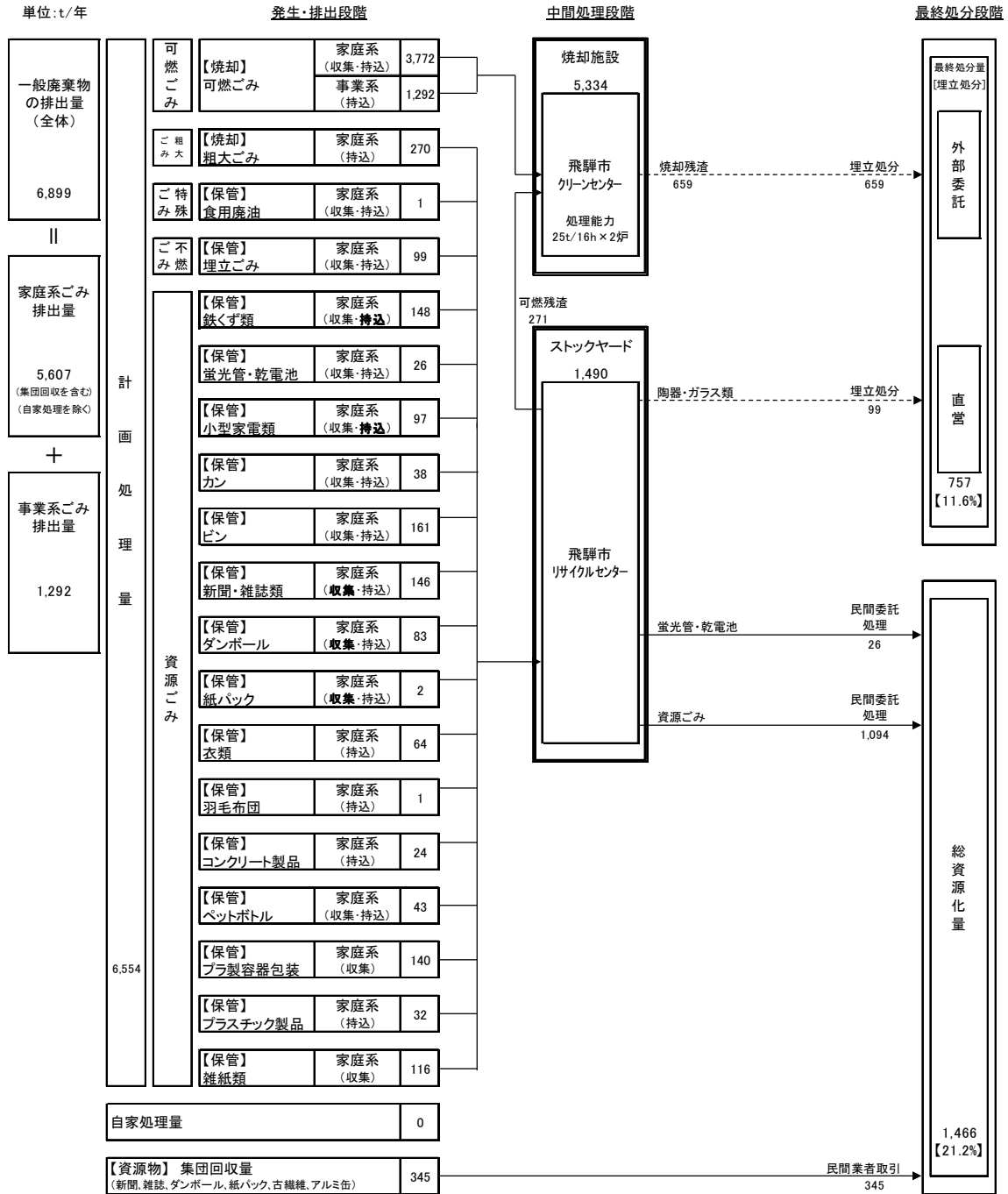
家庭系ごみと事業系ごみは合計6,554 tであり、このうち可燃ごみは焼却施設（飛騨市クリーンセンター）に搬入されて焼却処理し、処理後の焼却残渣は、外部委託により埋立処分されています。

粗大ごみ、埋立ごみ、特殊ごみ、資源ごみはストックヤード（飛騨市リサイクルセンター）に搬入されて選別等の処理が行われています。処理後は可燃残渣、不燃残渣（陶器・ガラス類等）、その他資源化可能なものに区分され、可燃残渣は焼却施設（飛騨市クリーンセンター）に搬入されて焼却処理、不燃残渣は埋立処分、その他資源化可能なものは民間委託処理により資源化されています。

なお、資源ごみの一部は、ストックヤードに搬入されず、民間事業者により資源化されています。また、集団資源回収で回収された資源は、全量が民間業者に引き取られて資源化されています。

令和3年度に本市で排出されたごみのうち、資源化されたものは1,466 t、施設での処理を経て埋立処分されたものは757 tです。





※ 発生・排出段階の数量には、24時間資源回収ボックス及び衣類定期回収での回収量、榊神岡衛生社が運営するエコサポートのみおから飛騨市リサイクルセンターへ搬入された量を含む

図 2-12 ごみ処理フロー（令和 3 年度）

### (1) 焼却処理量

焼却施設では、平成 23 年度まで「飛騨市分」と「飛騨市以外（高山市国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷）」の可燃ごみ等を焼却処理していましたが、高山市との事務委託が平成 23 年度末で完了したため、平成 24 年度以降は飛騨市のみの焼却処理量となっています。

令和 3 年度の焼却処理量は 5,334 t であり、平成 24 年度以降、減少傾向で推移しています。

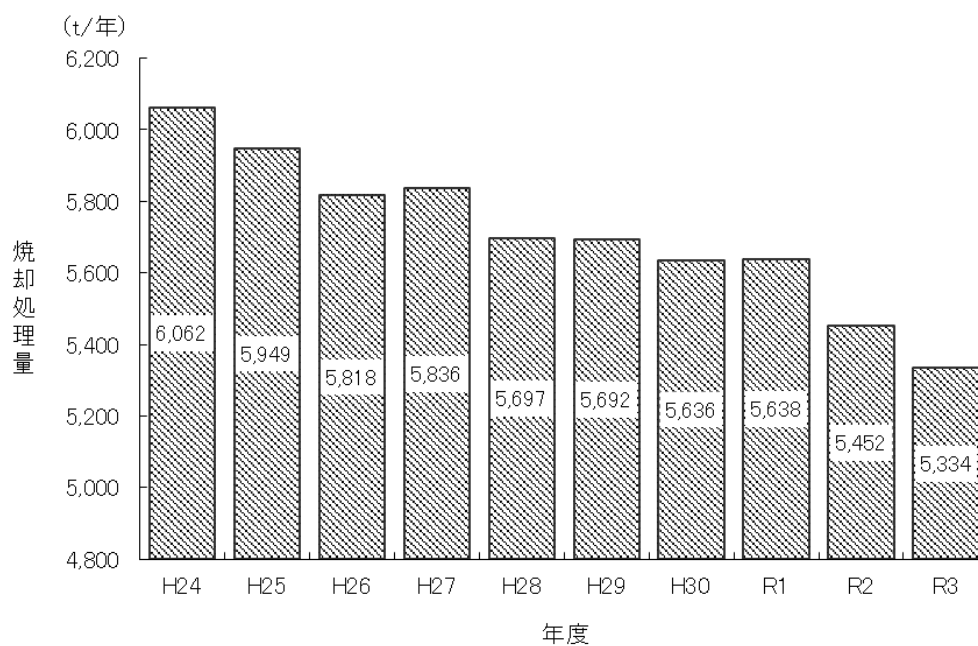
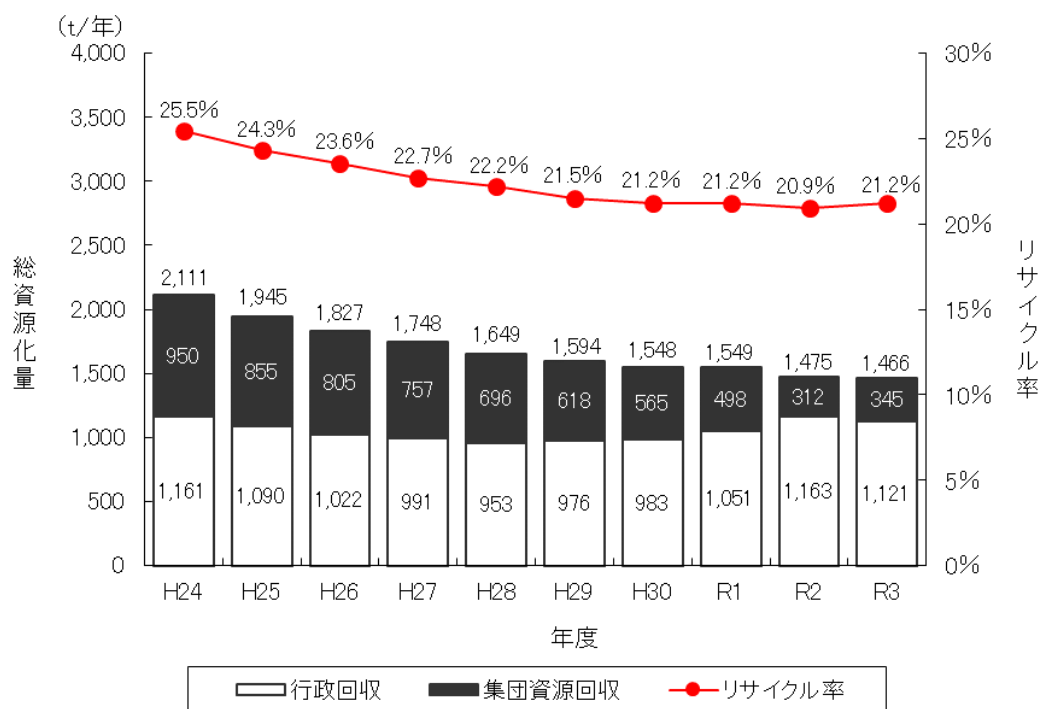


図 2-13 焼却処理量の推移

## (2) 資源化量

令和3年度の資源化量は、行政回収が1,121t、集団資源回収が345t、合計1,466tです。また、リサイクル率（ごみ総排出量に対する資源化量の比率）は21.2%です。

総資源化量及びリサイクル率は、過去10年間（平成24年度～令和3年度）において減少傾向で推移しています。



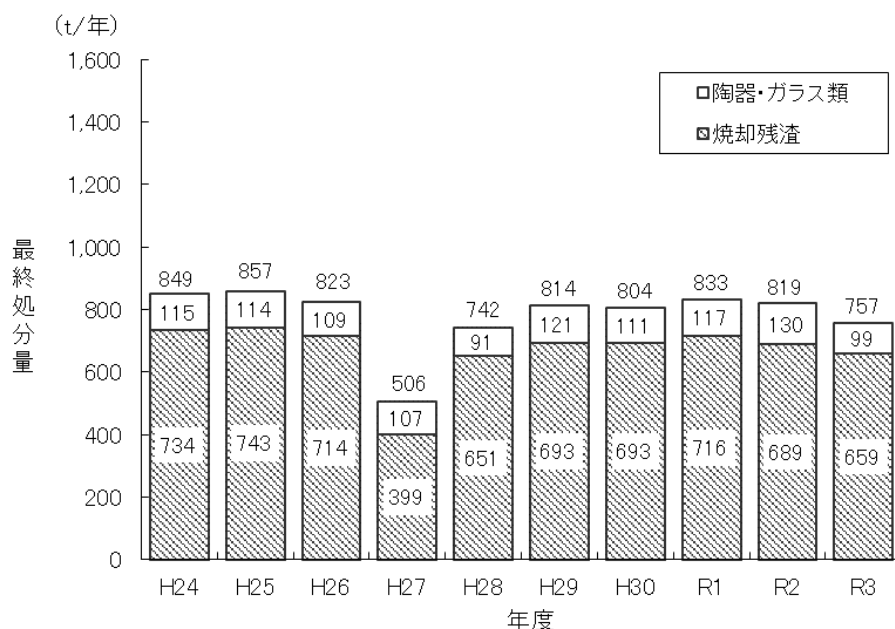
※1. リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

図2-14 資源化量（飛騨市分）の推移

### (3) 最終処分量

令和3年度の最終処分量は、焼却残渣が659t、陶器・ガラス類が99t、合計757tです。焼却残渣は民間業者に最終処分を委託しました。

最終処分量は、過去10年間（平成24年度～令和3年度）において、平成27年度を除いてほぼ横ばいで推移しています。



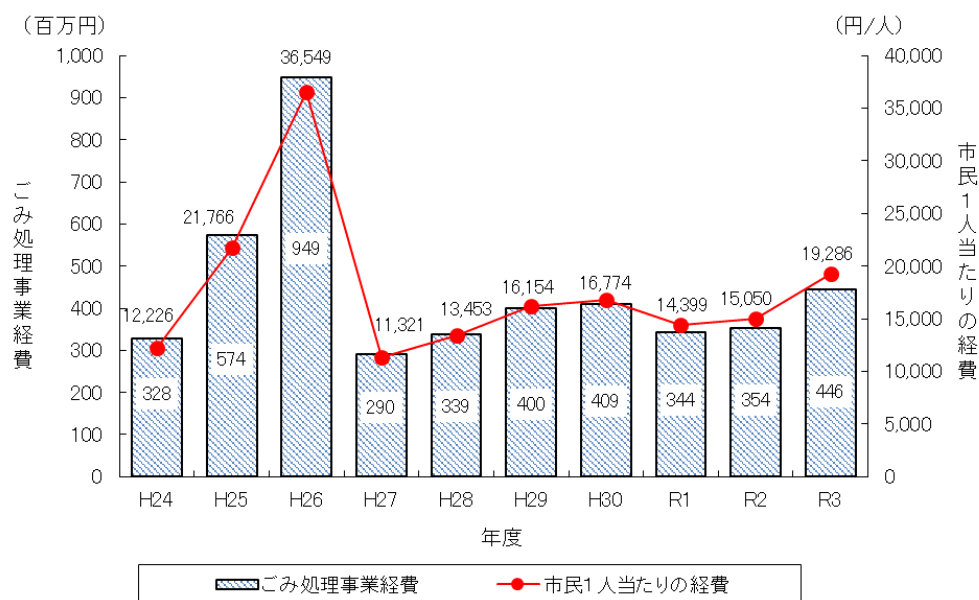
- ※1. 平成27年度10月～3月は、火災事故により焼却を外部委託したため、焼却残渣は発生していない。
- ※2. 最終処分量については、小数点以下の数値を端数調整して示しています（小数第一位を四捨五入しているため、品目別の和と合計欄の値が一致しない場合があります）。

図 2-15 最終処分量の推移

#### (4) ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費は、平成 25 年度に飛騨市クリーンセンター、平成 26 年度に飛騨市リサイクルセンターの竣工により、ごみ処理事業経費が増加しています。

市民 1 人当たりの経費もごみ処理事業経費と同様の傾向を示しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

※ 1. 市民 1 人当たりの経費 = 事業経費 ÷ 人口（日本人 + 外国人）

図 2-16 ごみ処理事業経費の推移

## 1-7 目標との比較

第三次一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）では、ごみ減量及び資源化に関する目標（目標年度：令和9年度）を定めています。

目標と実績値を比較した結果を以下に示します。

### (1) ごみ減量目標との比較

#### 【ごみ減量目標】

ごみの減量化が市民の生活の中に着実に浸透していること等を踏まえ、家庭系ごみの排出量は平成28年度実績値5,406 tの20%減量となる4,325 t、事業系ごみの排出量は平成28年度実績値1,333 tの5%減量となる1,266 tを目指します。

本市において、ごみの排出量は減少傾向で進んでおり、令和3年度において家庭系ごみの排出量の実績値は5,262 tであり、平成28年度実績値よりは減少しているものの目標よりは上回っています。

事業系ごみの排出量の実績値は1,292 tであり、目標よりも少ない量となっています。

家庭系ごみについて計画の目標を達成するためには、更にごみの減量に取り組む必要があります。

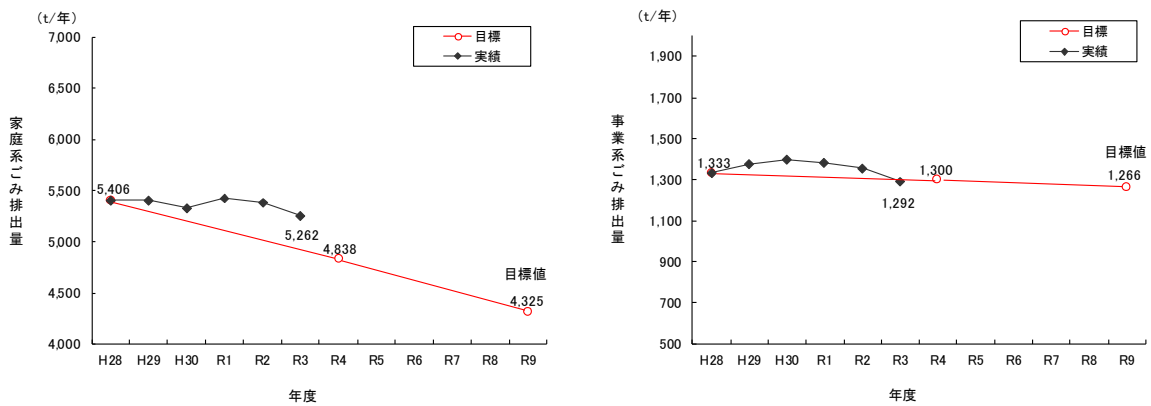


図 2-17 計画のごみ減量目標と実績値の比較

## (2) 処理・処分に係る目標との比較

### 【処理・処分に係る目標】

これまでも本市では 3R に基づく各種施策の効果が得られてきていること等を踏まえ、これまでの取組を継続・拡大しつつ、分別徹底のための普及啓発活動や新たな資源物の回収体制を整備する等により、リサイクル率 25%、最終処分量は平成 28 年度比の 15%の削減（629 t）を目指します。

近年、新聞や雑誌などの販売量の低下に伴う古紙回収量の減少、容器包装の材質の変化や軽量化などにより、全国的に資源回収量は頭打ち、または減少傾向にあることが報告されています。

本市でも、資源回収の増加に向けて各種の取り組みを実施していますが、近年では集団資源回収量（主に新聞・雑誌等の古紙回収量）が減少傾向を示しています。この他、行政回収されるビン、カン、紙類などが減少傾向を示しています。このため、本市のリサイクル率は、減少傾向で推移しています。

令和 3 年度においてリサイクル率の実績値は 21.2%であり、目標よりも低い水準となっています。

最終処分量の令和 3 年度実績は、目標値よりも多い数値となっています。

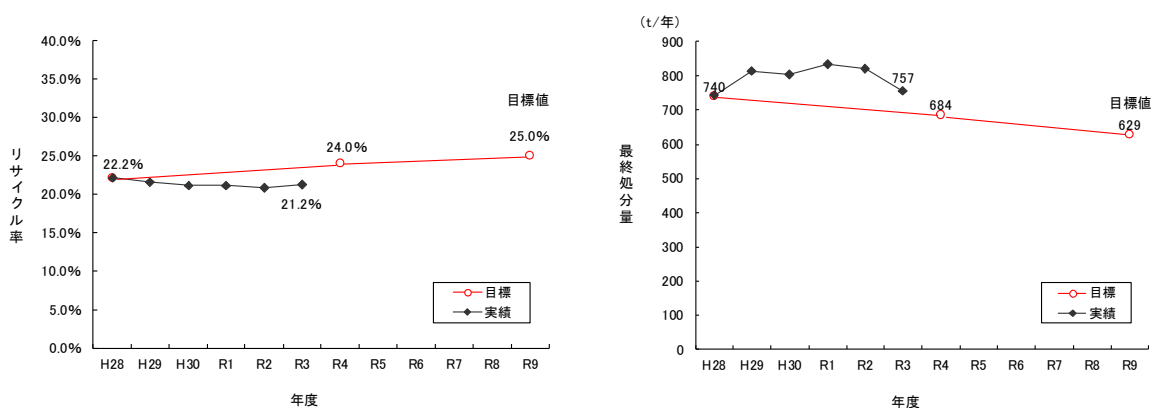


図 2-18 計画の資源化目標と実績値の比較

## 1-8 他地域との比較

### (1) 家庭ごみ1人1日当たりの排出量による比較

県内の21市における家庭ごみ1人1日当たりの排出量(g/人・日)は、表2-9に示すとおりです。

令和2年度の飛騨市の家庭ごみ1人1日当たりの排出量は857g/人・日であり、21市中10番目に少ない排出量となっていますが、平成27年度順位の9位から後退しました。全体で見ると人口が多い市ほど、1人1日当たりの排出量が多い傾向にありますが、上位5市はいずれも飛騨市より人口が多く、更なる減量化を検討する必要があります。

表2-9 県内の21市における家庭ごみ1人1日当たりの排出量

| 市名    | 1人1日当たりごみの排出量 (g/人・日) |       |       |       |       |       |       |      | 総人口<br>(人) |
|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------------|
|       | H27                   | H27順位 | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R2順位 |            |
| 岐阜市   | 987                   | 18    | 966   | 960   | 961   | 951   | 922   | 14   | 400,179    |
| 大垣市   | 936                   | 14    | 919   | 915   | 924   | 931   | 884   | 11   | 157,520    |
| 高山市   | 1,005                 | 19    | 987   | 995   | 992   | 1,016 | 952   | 18   | 83,232     |
| 多治見市  | 921                   | 13    | 966   | 981   | 972   | 990   | 999   | 20   | 105,453    |
| 関市    | 947                   | 15    | 963   | 936   | 953   | 955   | 944   | 16   | 84,476     |
| 中津川市  | 1,034                 | 21    | 1,064 | 1,014 | 984   | 996   | 963   | 19   | 75,622     |
| 美濃市   | 850                   | 10    | 909   | 932   | 952   | 959   | 918   | 13   | 19,618     |
| 瑞浪市   | 1,008                 | 20    | 987   | 999   | 1,023 | 1,035 | 1,051 | 21   | 36,355     |
| 羽島市   | 814                   | 7     | 787   | 779   | 792   | 791   | 798   | 6    | 65,217     |
| 恵那市   | 749                   | 3     | 823   | 825   | 798   | 760   | 805   | 7    | 47,042     |
| 美濃加茂市 | 888                   | 11    | 851   | 831   | 793   | 856   | 736   | 3    | 56,550     |
| 土岐市   | 980                   | 16    | 952   | 1,063 | 981   | 967   | 948   | 17   | 54,571     |
| 各務原市  | 984                   | 17    | 945   | 919   | 934   | 962   | 917   | 12   | 143,635    |
| 可児市   | 795                   | 5     | 779   | 770   | 750   | 741   | 743   | 4    | 99,215     |
| 山県市   | 698                   | 1     | 710   | 711   | 714   | 722   | 736   | 2    | 24,844     |
| 瑞穂市   | 699                   | 2     | 690   | 686   | 695   | 693   | 710   | 1    | 56,631     |
| 飛騨市   | 848                   | 9     | 839   | 851   | 848   | 873   | 857   | 10   | 22,154     |
| 本巣市   | 817                   | 8     | 813   | 821   | 838   | 851   | 834   | 9    | 32,493     |
| 郡上市   | 812                   | 6     | 794   | 810   | 846   | 820   | 939   | 15   | 38,265     |
| 下呂市   | 897                   | 12    | 838   | 921   | 902   | 952   | 815   | 8    | 29,862     |
| 海津市   | 788                   | 4     | 728   | 742   | 758   | 795   | 766   | 5    | 32,139     |

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)



## (2) リサイクル率による比較

県内の21市における家庭ごみのリサイクル率は、表2-10に示すとおりです。

令和2年度の飛騨市のリサイクル率は20.5%であり、21市中4番目に高い結果となっていて平成27年度順位の4位から変更ありませんが、飛騨市を含め各市とも年々減少傾向を示しています。その理由として、民間企業による回収が増加し、各市が把握している回収量に含まれていないことが考えられます。

また、リサイクル率と分別数をみると、分別数の多さがリサイクル率向上に寄与していませんでした。なお、「自治体のごみ分別・減量施策に対する市民意識に関する研究」（廃棄物学会誌, Vol11, No. 5, pp. 378-384, 2000、柳堀朗子・小谷野錦子）によると、「分別数が1つ増えると約1~2%の減量効果をもたらすが、その効果は約11分類までであり、ごみの減量に有効な分別数には限界があることが報告されている。」とされています。分別数を増やす方向ではなく、分別の精度を高める方策を検討する必要があります。

表 2-10 県内の21市における家庭ごみのリサイクル率

### リサイクル率と分別数

| 市名    | リサイクル率 (%) |       |      |      |      |      |      |      | 分別数 |
|-------|------------|-------|------|------|------|------|------|------|-----|
|       | H27        | H27順位 | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R2順位 |     |
| 岐阜市   | 14.3       | 18    | 13.1 | 12.4 | 12.1 | 11.6 | 10.8 | 20   | 12  |
| 大垣市   | 21.4       | 5     | 21.6 | 20.3 | 20.4 | 19.6 | 18.5 | 6    | 12  |
| 高山市   | 19.3       | 9     | 18.5 | 17.4 | 16.7 | 16.3 | 16.1 | 10   | 9   |
| 多治見市  | 17.7       | 12    | 15.8 | 20.8 | 21.6 | 17.3 | 13.8 | 14   | 24  |
| 関市    | 17.7       | 12    | 17.3 | 16.5 | 16.6 | 15.6 | 12.2 | 18   | 10  |
| 中津川市  | 18.8       | 11    | 17.8 | 18.4 | 17.4 | 16.5 | 15.7 | 12   | 12  |
| 美濃市   | 11.3       | 21    | 15.3 | 15.9 | 16.4 | 15.3 | 14.1 | 13   | 16  |
| 瑞浪市   | 15.8       | 15    | 15.1 | 14.5 | 14.2 | 13.4 | 16.7 | 7    | 21  |
| 羽島市   | 23.2       | 3     | 21.8 | 20.8 | 20.6 | 18.9 | 19.5 | 5    | 18  |
| 恵那市   | 56.4       | 1     | 62.0 | 62.7 | 61.4 | 56.3 | 58.2 | 1    | 12  |
| 美濃加茂市 | 20         | 8     | 20.9 | 20.2 | 18.8 | 20.1 | 5.2  | 21   | 14  |
| 土岐市   | 13.9       | 19    | 13.1 | 11.3 | 11.9 | 11.2 | 11.1 | 19   | 14  |
| 各務原市  | 30.2       | 2     | 28.4 | 27.6 | 24.7 | 28.0 | 26.9 | 2    | 14  |
| 可児市   | 16.8       | 14    | 15.8 | 15.4 | 14.7 | 14.1 | 20.6 | 3    | 18  |
| 山泉市   | 15.4       | 16    | 13.9 | 13.5 | 12.7 | 12.0 | 12.5 | 17   | 13  |
| 瑞穂市   | 11.9       | 20    | 11.9 | 15.4 | 16.3 | 14.0 | 16.3 | 8    | 16  |
| 飛騨市   | 22.4       | 4     | 22.0 | 21.6 | 20.8 | 21.4 | 20.5 | 4    | 18  |
| 本巣市   | 20.4       | 7     | 19.0 | 17.7 | 17.6 | 17.0 | 15.8 | 11   | 15  |
| 郡上市   | 18.9       | 10    | 18.3 | 16.3 | 18.2 | 16.9 | 13.2 | 16   | 28  |
| 下呂市   | 14.7       | 17    | 15.8 | 12.9 | 13.2 | 11.2 | 13.4 | 15   | 9   |
| 海津市   | 21.3       | 6     | 22.1 | 20.4 | 19.2 | 18.9 | 16.1 | 9    | 13  |

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

## 1-9 ごみに関する課題

### (1) ごみの排出に関する課題

#### 課題1 家庭系ごみの減量

岐阜県内の他市と比較すると、本市は市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及びリサイクルともに上位に位置づけられ、市民の意識の中に「ごみの減量」が浸透してきたと考えられます。しかし、本市の経年変化をみると、リサイクル率は減少傾向（悪化している）で推移していることから、家庭系ごみの更なる減量、資源ごみへの分別の徹底が必要です。

本市において、家庭系ごみの約3/4は「可燃ごみ」であること、可燃ごみの組成割合として、紙類が35.3%、衣類が10.1%を占めていることから、この部分の減量化・資源化対策を更に検討するものとします。

また、可燃ごみの減量及び資源化への適正分別は、市の所有施設である飛騨市クリーンセンター（焼却施設）、飛騨市リサイクルセンター（ストックヤード）における処理時の安全確保と処理施設の故障防止にも繋がることから、より徹底した対応が望まれます。

#### 課題2 事業系ごみの減量

本市では、事業系ごみの排出量は減少傾向を示していますが、更なる減量化に向けて対策を強化する必要があります。

事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴であるため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討し、事業系ごみの減量化・資源化に向けて取り組んでいきます。

具体的には、事業系ごみの処理手数料については、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮するものとします。

また、十分に分別されていないごみの搬入防止への対策を検討します。

### (2) 資源化・減量化に関する課題

#### 課題3 ごみ分別の徹底

ごみの減量化・資源化の他に、処理時の安全確保と処理施設の故障防止等のためにも、ごみ分別の徹底が必要です。特に資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図る必要があります。

また、プラスチック製容器包装や紙類（紙製容器包装や紙製品）などは、他の資源物と比べて十分に分別されていない可能性があるため、資源物の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、家庭から排出されるプラスチック製品をプラスチック資源として分別収集し、再商品化することが求められています。本市でも課題を整理し、実施に向けて検討を行います。

#### **課題4 行政以外の資源回収の活発化**

資源物の大半は資源古紙（新聞、雑誌、紙パック、ダンボール）、繊維類、アルミ缶等であり、市の収集と集団資源回収により回収されています。

また、資源古紙については、以下の理由より、市民に対してできるだけ集団資源回収に出してもらうよう意識啓発やPRに努める必要があります。

- ・ 収集・運搬に要するコストの削減
- ・ 高品質な資源の回収
- ・ 集積所からの古紙の抜き取りなどの未然防止

#### **課題5 生ごみの減量**

家庭系ごみのうち、「生ごみ」の割合は3番目に高い水準であるため、家庭系ごみの減量化のためには、生ごみの減量が大きな効果を示します。また、ダイオキシン類の生成を抑制するためには、ごみ焼却時の燃焼温度を高温にすることが望まれることから、水分を多く含む生ごみの減量は、ダイオキシン類の発生抑制にも有効です。

これらを考慮すると、焼却施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減やダイオキシン類の発生防止のためにも、「EM ぼかし」による自家処理の推進や水切り徹底などにより生ごみの減量化を図る必要があります。

この他、本市は農地や山林が多いことから、生ごみを土壌改良剤として利用するなど、地域の資源として有効活用する方法についてPRします。

### **(3) 収集・運搬に関する課題**

#### **課題6 ごみステーションの適正配置・適正管理**

ごみステーションの集約化による収集の効率化について、今後も引き続き検討を行います。市街地における景観保全のためにも、ごみステーションの適正配置について見直しを行う必要があります。

また、ごみステーションにおける不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）や資源物の持ち去り（特に古紙類）を防止するため、地域住民との連携・協力によるごみステーションの管理について検討します。

#### **課題7 安全なごみ収集の継続**

市域において、可燃ごみ、紙類、プラスチック製容器包装の収集ステーションは、歩道上や道路上を集積場所としているものが多く、特に市街地内が顕著となっています。このことが通勤や通学の妨げとなり、交通事故等が懸念されています。このため、ごみの収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払います。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、蛍光管、水銀体温計、乾電池、モバイルバッテリー、スプレー缶、ライターなどの分別徹底について意識啓発・指導等を継続します。

この他、蛍光管、水銀体温計、乾電池、モバイルバッテリー、スプレー缶、ライターなどの適正な回収と処理を推進するため、啓発活動が必要です。

## **課題8 将来的な人口減少・高齢化への対応**

本市では、将来における人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加などが予測されます。将来的な高齢化・人口減少への対応のため、より作業効率の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

### **(4) 処理・処分に関する課題**

#### **課題9 リサイクルの推進**

本市のリサイクル率は、他の類似地域と比べて高い水準にあるため、市民の意識の中に「ごみの減量」と併せて「資源化」も浸透している傾向がみられました。

しかし、本市において、リサイクル率は近年減少傾向で推移しています。

焼却施設への負担軽減のためにも、資源物の分別排出を徹底させ、ごみ処理施設での処理量の削減を図る必要があります。

また、資源物の売却益の増加は、ごみ処理事業の歳入の増加につながることから、今後も資源物の回収量の増加を一層推進する必要があります。

このため、今後も資源化の推進に一層努める必要があり、本市においてこれまで以上の資源化を推進するためにも、新たなリサイクル施設の利活用が必要です。

#### **課題10 ごみ処理経費の削減**

本市では、将来的な人口の減少以上に、高齢化・少子化に伴う15～64歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されています。生産年齢人口の減少は、市の税収の減少に直結するため、今後も一層効率的なごみ処理を推進し、ごみ処理経費の節減に努める必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制の一層の推進に努めるとともに、人口減少とそれに伴うごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討していくものとします。

#### **課題11 不法投棄の防止**

本市は面積が広い上に、市域のほとんどが山林であるため、不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて監視することが大変困難であるため、現段階では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、苦慮している状況にあります。

現在では、不法投棄の通報の都度、個別に対処しています。

今後は、山間部の林道など人里離れた場所における不法投棄の防止に向けて、監視カメラの導入等、より一層対策を強化する必要があります。

## 2. ごみ処理量の予測

### 2-1 将来人口の設定

本市の将来人口は、令和4年度が22,697人（令和3年度の実績値から1.8%減少）、令和9年度が20,525人（同11.2%減少）となっています。

表 2-11 人口の推移（実績値と推計値）

| 人口  | 年度     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     | R9     |
| 実績値 | 26,804 | 26,366 | 25,969 | 25,628 | 25,200 | 24,786 | 24,374 | 23,867 | 23,503 | 23,115 |        |        |        |        |        |        |
| 推計値 |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 23,085 | 22,697 | 22,195 | 21,778 | 21,360 | 20,942 | 20,525 |

単位:人

※1. 将来人口は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成15年12月5日 環廃対発第031215002号）に従い、過去10年間の実績に基づき推計したものです。

※2. 令和3年度の人口は、実績値が23,115人、推計値が23,085人であり、両者はほぼ等しい水準であるため（推計値/実績値=99.87；1%未満の誤差）、補正は不要と判断しました。

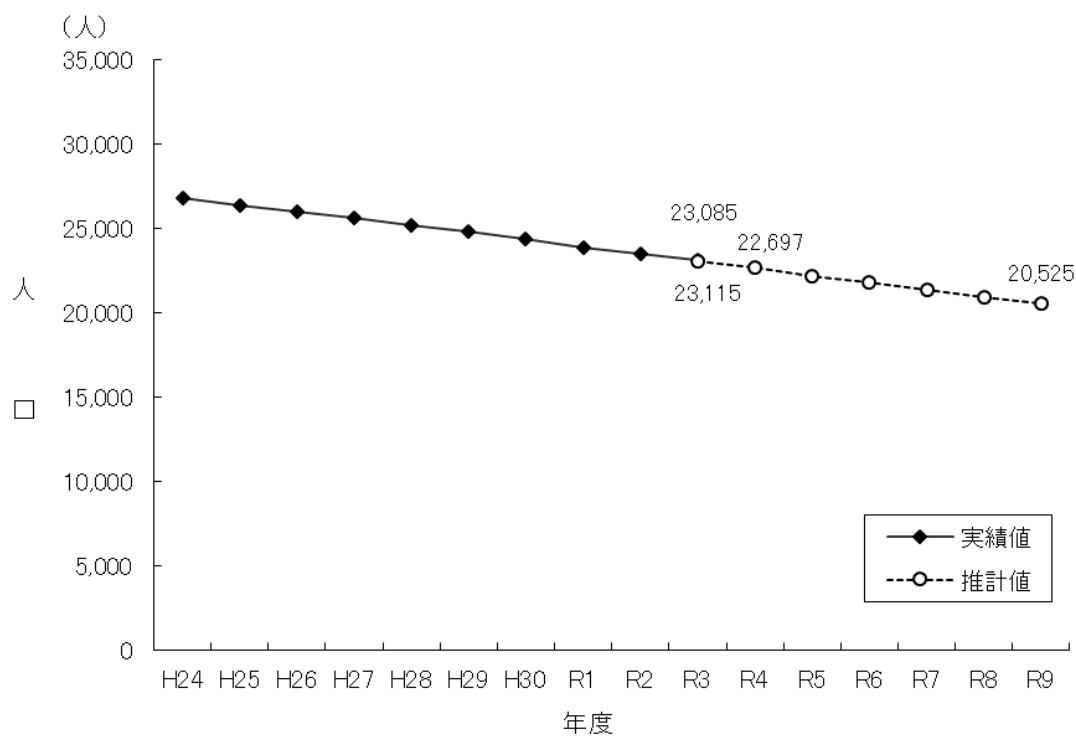


図 2-19 人口の推移（実績値と推計値）

## 2-2 ごみ排出量の予測結果

### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収の合計）は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は6,755 t（令和3年度から2%減少）、令和9年度は6,065 t（同12%減少）と予測されました。

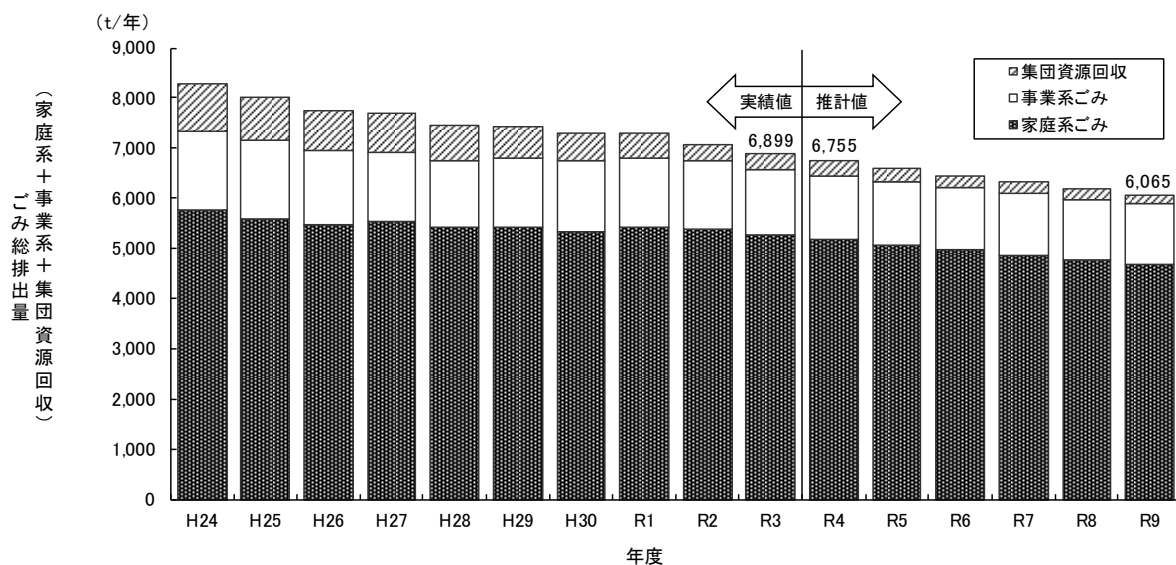


図 2-20 ごみ総排出量の予測結果

### (2) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、人口の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、令和4年度は5,172 t（令和3年度から1.7%減少）、令和9年度は4,690 t（同10.8%減少）と予測されました。

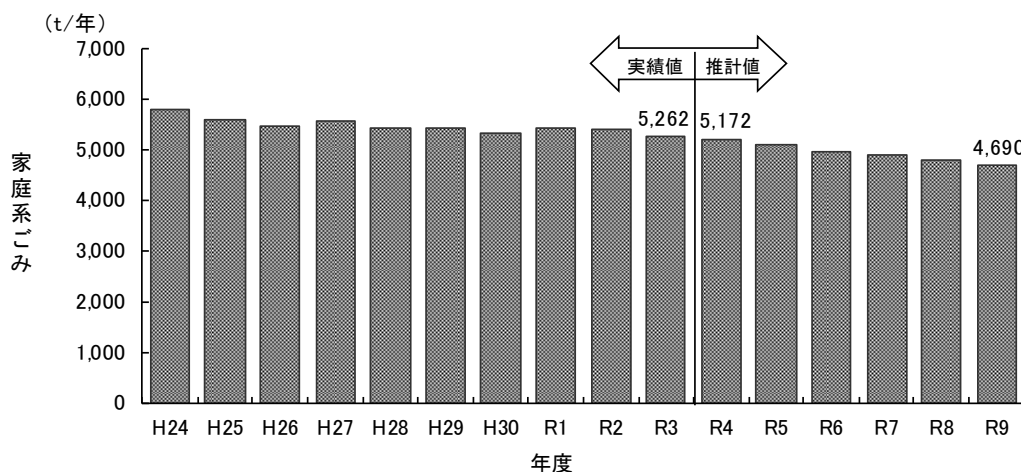


図 2-21 家庭系ごみの予測結果

### (3) 事業系ごみ

事業系ごみは、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は1,272 t（令和3年度から1.5%減少）、令和9年度は1,184 t（同8.3%減少）と予測されました。

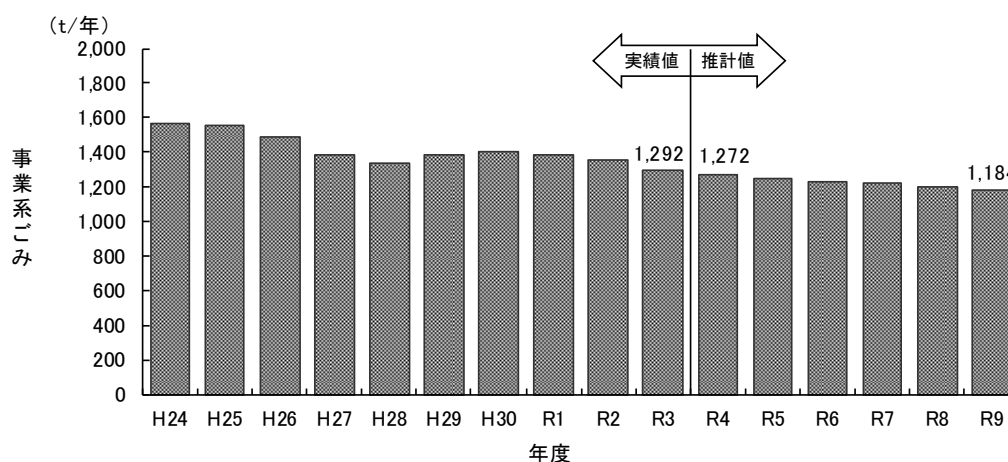


図 2-22 事業系ごみの予測結果

### (4) 集団資源回収

集団資源回収量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は311 t（令和3年度から9.8%減少）、令和9年度は192 t（同44.3%減少）と予測されました。

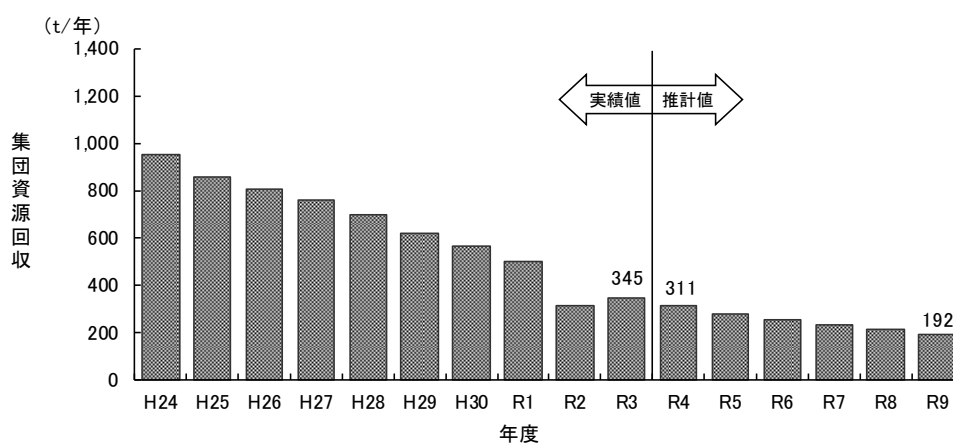


図 2-23 集団資源回収量の予測結果

## 2-3 ごみ処理・処分量の予測結果

### (1) 焼却処理量

焼却処理量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は5,245 t（令和3年度から1.6%減少）、令和9年度は4,786 t（同10.2%減少）と予測されました。

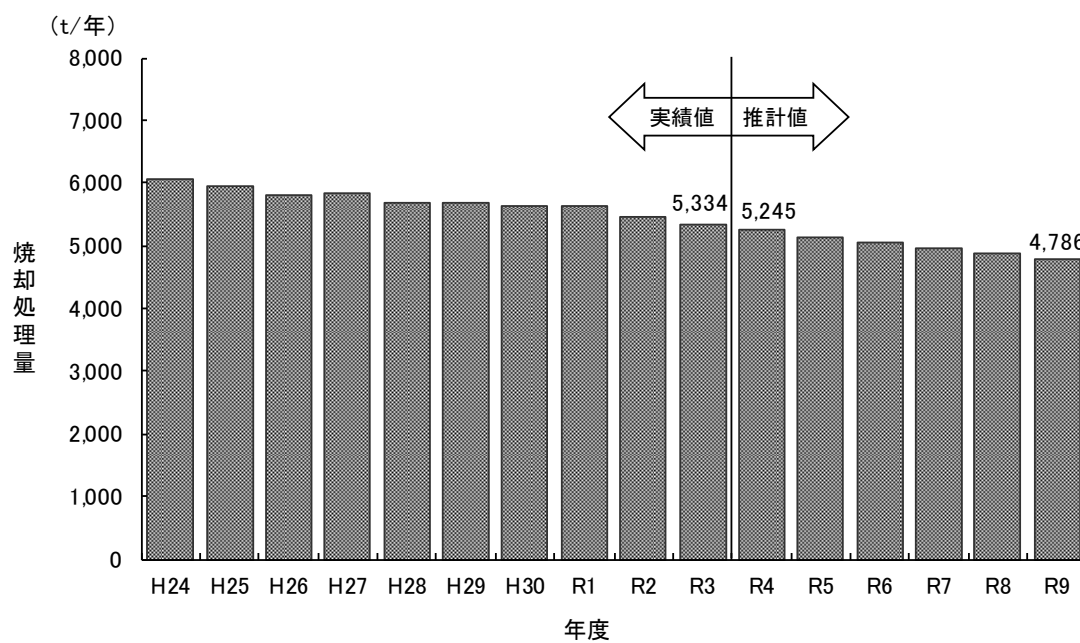


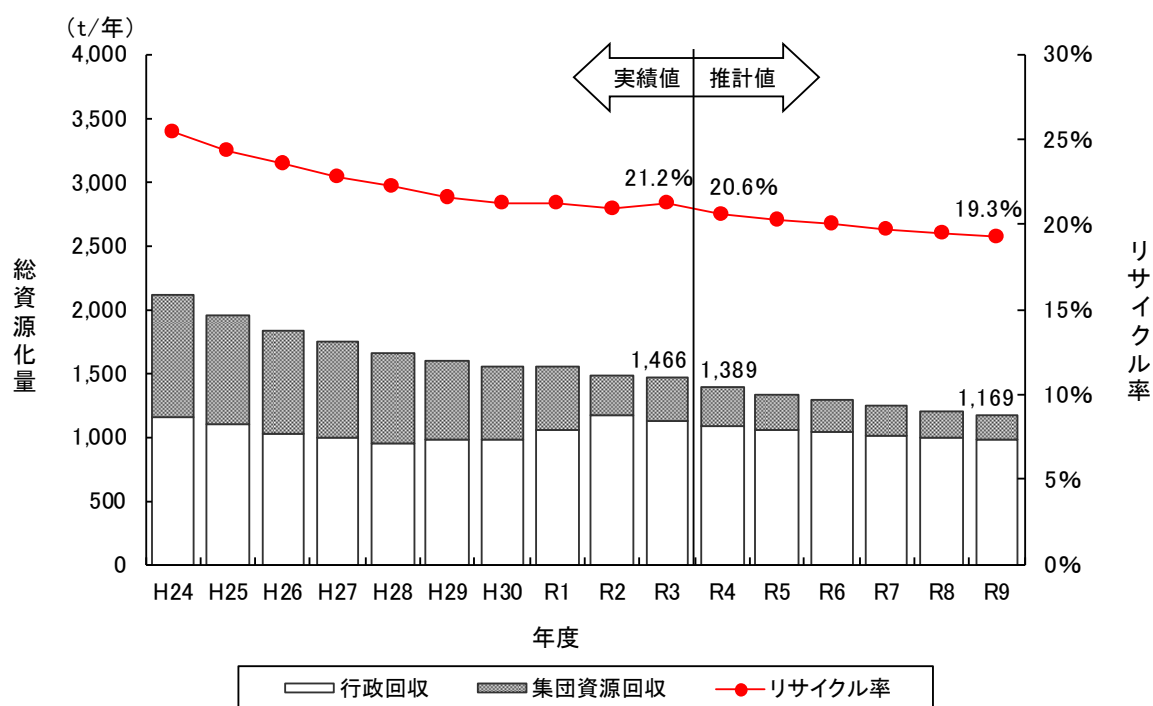
図 2-24 焼却処理量の予測結果



## (2) 資源化量

資源化量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は1,389 t（令和3年度から5.2%減少）、令和9年度は1,169 t（同20.2%減少）と予測されました。資源化量の内訳をみると、行政回収と比べて集団資源回収量の減少が大きいことが目立ちます。

また、リサイクル率も減少傾向で推移し、令和4年度は20.6%（令和3年度から0.6ポイント減少）、令和9年度は19.3%（同1.9ポイント減少）と予測されました。

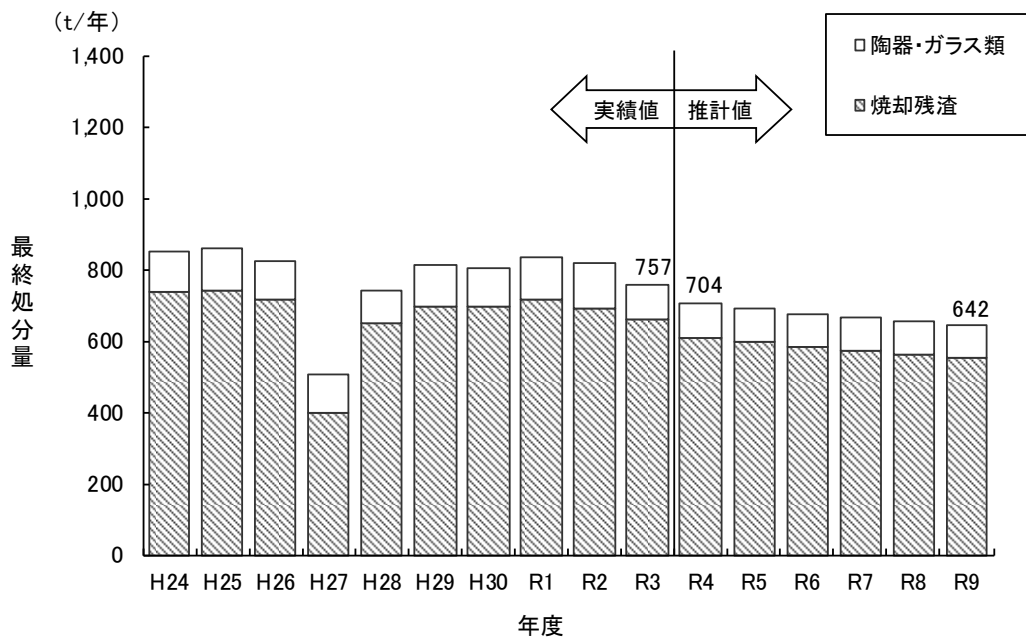


※1.  $\text{リサイクル率} = \text{総資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$

図 2-25 資源化量の予測結果

### (3) 最終処分量

最終処分量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は704 t（令和3年度から7%減少）、令和9年度は642 t（同15.1%減少）と予測されました。



※平成27年10月～3月は、火災事故により焼却を外部委託したため、焼却残渣は発生していない。

図 2-26 最終処分量の予測結果

### 3. ごみ処理基本計画

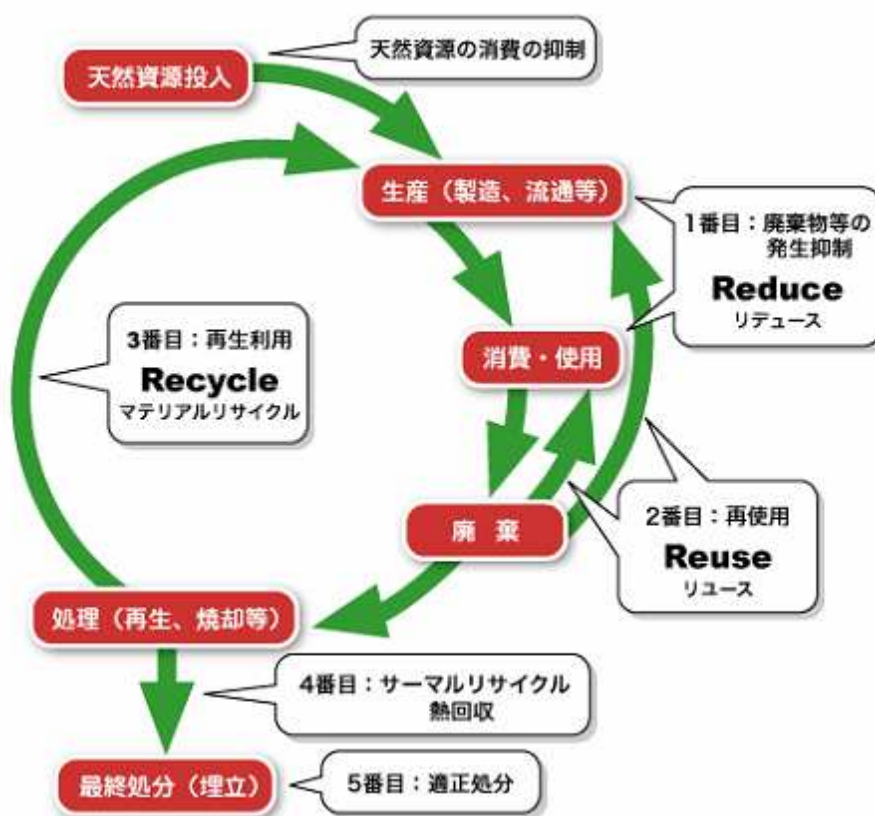
#### 3-1 基本理念

本市の豊かな自然環境と安全な生活環境を将来の世代に引き継いで行くためには、日常の生活や事業活動からの環境負荷の低減に努める必要があります。

そのためには市民、事業者、行政がそれぞれ相互に連携、協働体制を形成し、環境に配慮した循環型社会の形成を目指します。

#### 《 基本理念 》

**循環型社会の形成推進による  
豊かな自然環境と快適な生活環境の保全**



出典：環境省

図 2-27 循環型社会の概念図

### 3-2 基本方針

本計画では、本市における循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけ再使用・再生利用に回すことを廃棄物行政の基本として、基本理念の実現を目指すための基本方針を以下に示します。

#### **基本方針1 3Rの推進による廃棄物の減量化**

##### ①廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）再使用の推進（Reuse リユース）

- ・ごみの発生・排出を抑制し、発生量そのものを減らすことです。不要な物は買わない、もらわない。マイバックを利用する等です。
- ・リユースは、まだ使える物を適切に洗浄や修理などをして再使用することです。

##### ②再生利用の推進（Recycle リサイクル）

- ・発生抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは新たな製品の原材料として、再び利用リサイクルします。

#### **基本方針2 ごみの適正処理**

適正処理には、焼却・選別等の中間処理を行って、廃棄物を減量化・安定化・無害化したのち、残渣を最終処分する方法と、直接最終処分する方法があります。

現在、中間処理施設として焼却処理を行っているクリーンセンターは平成25年、選別処理を行っているリサイクルセンター平成27年に竣工したことから適正な運転管理と点検整備を行います。

#### **基本方針3 市民、事業者、市の取り組みの推進**

市民は排出者として、事業者は生産者及び排出者として、市は一般廃棄物の処理責任者として、各主体の役割分担を踏まえながら、循環型社会の形成に取り組みます。

### 3-3 数値目標

#### (1) ごみ減量に係る目標

将来の予測について、排出量を予測しましたが、計画の理念である循環型社会を形成するため、次の目標を掲げ、具体的な目標値を表 2-12 のとおり設定します。

家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は、現状推移の場合、人口減少に伴い減少傾向で推移しますが、本計画では、この上で更に減量を徹底することとして、数値目標を設定します。

表 2-12 ごみ減量に係る目標

| 項目    | 数 値 目 標                       |
|-------|-------------------------------|
| 家庭系ごみ | 令和 9 年度までに 4,546 t/年以下に減量します。 |
| 事業系ごみ | 令和 9 年度までに 1,178 t/年以下に減量します。 |

表 2-13 ごみ減量に係る目標の具体的内容

| 項目    | 現状                | 目標年度             |
|-------|-------------------|------------------|
|       | 令和3年度             | 令和9年度            |
| 家庭系ごみ | 5,262t/年<br>(100) | 4,546t/年<br>(86) |
| 事業系ごみ | 1,292t/年<br>(100) | 1,178t/年<br>(91) |

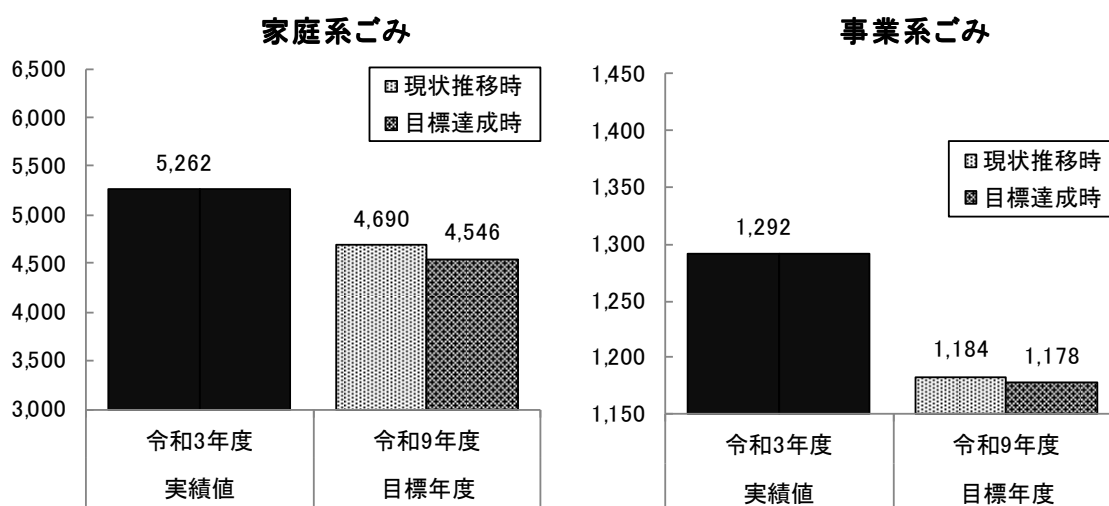


図 2-28 ごみ減量に係る目標

## (2) 処理・処分に係る目標

総資源化量及びリサイクル率は減少傾向で推移しており、現状推移の場合、人口減少に伴う資源回収量の減少などの影響もあり、リサイクル率も減少傾向で推移します。しかし、家庭系可燃ごみには、紙類やプラ類などの資源物が混入していると考えられ、分別徹底により現状の水準を維持するものとします。

また、飛騨市クリーンセンターで発生する焼却残渣を民間委託しているため、できるだけ最終処分量を削減することとして数値目標を設定します。

最終処分量の削減のためには、分別徹底による資源化の推進と焼却処理量の減量が必要であり、これらの取り組みに努めることにより、ごみ処理の過程における環境負荷の低減を行うことができると考えます。

表 2-14 処理・処分に係る目標

| 項目     | 数 値 目 標                        |
|--------|--------------------------------|
| リサイクル率 | 5年後には約23%を目指します。               |
| 最終処分量  | 令和9年度までに現状（令和3年度）から15%以上減量します。 |

表 2-15 処理・処分に係る目標の具体的内容

| 項目     | 現状              | 目標年度           |
|--------|-----------------|----------------|
|        | 令和3年度           | 令和9年度          |
| リサイクル率 | 21.2%<br>(100)  | 23%<br>(108)   |
| 最終処分量  | 757t/年<br>(100) | 641t/年<br>(85) |

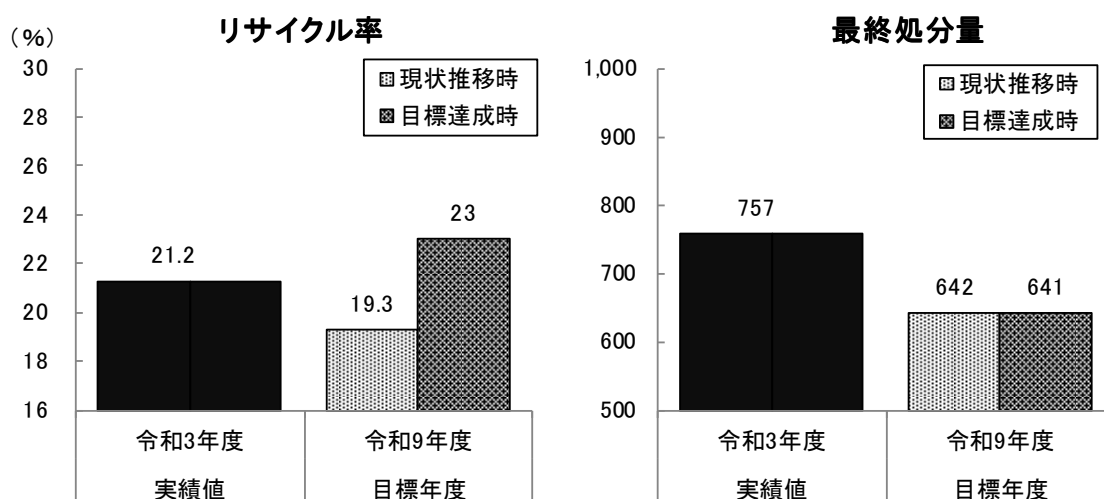


図 2-29 処理・処分に係る目標

### 3-4 減量実施時のごみ排出量の予測結果

#### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収の合計）は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は6,733 t（令和3年度から2.4%減少）、令和9年度は5,925 t（同14.1%減少）と予測されました。

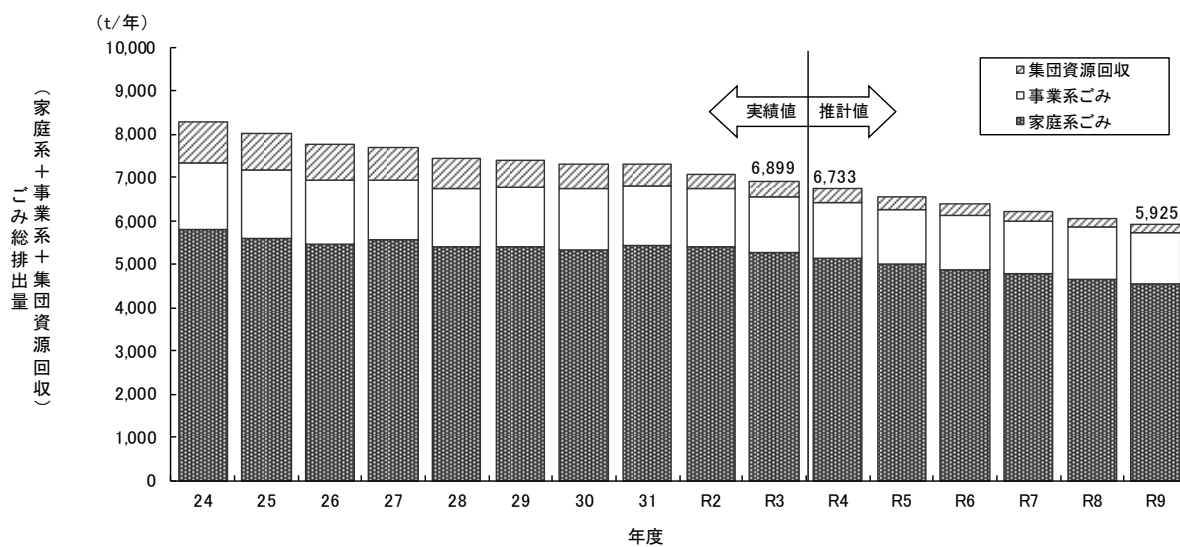


図 2-30 ごみ総排出量の予測結果

## (2) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、人口の減少に伴い将来も減少傾向で推移し、令和4年度は5,141 t（令和3年度から2.3%減少）、令和9年度は4,546 t（同13.6%減少）と予測されました。これにより、家庭系ごみは数値目標を達成します。

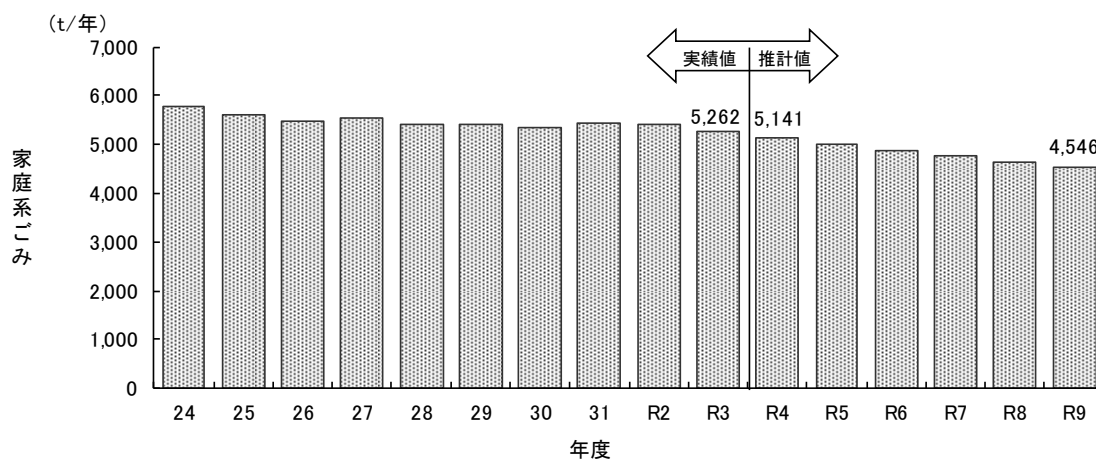


図 2-31 家庭系ごみの予測結果

## (3) 事業系ごみ

事業系ごみは、令和4年度は1,266 t（令和3年度から2.0%減少）、令和9年度は1,178 t（同8.8%減少）と予測されました。これにより、事業系ごみは数値目標を達成します。

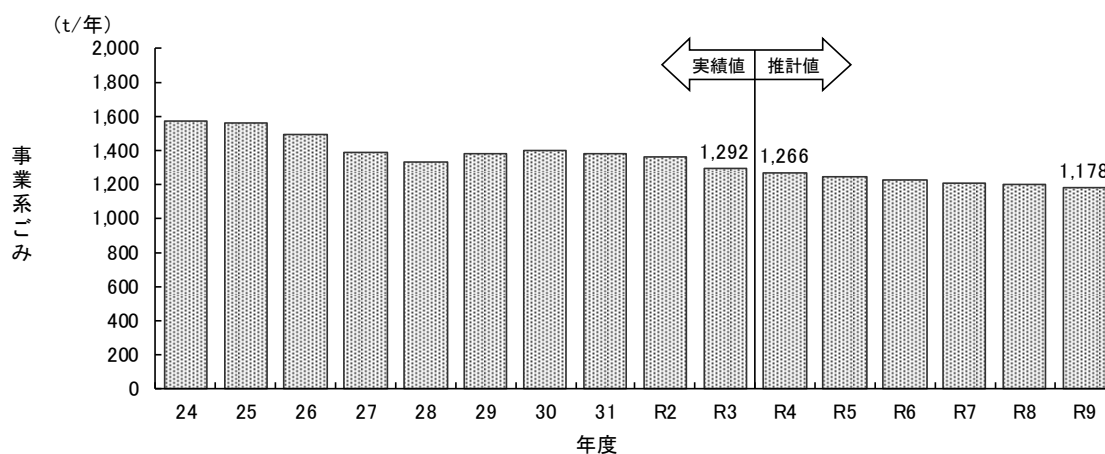


図 2-32 事業系ごみの予測結果



### 3-5 減量実施時のごみ処理・処分量の予測結果

#### (1) 焼却処理量

焼却処理量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は5,187 t（令和3年度から2.8%減少）、令和9年度は4,516 t（同15.3%減少）と予測されました。

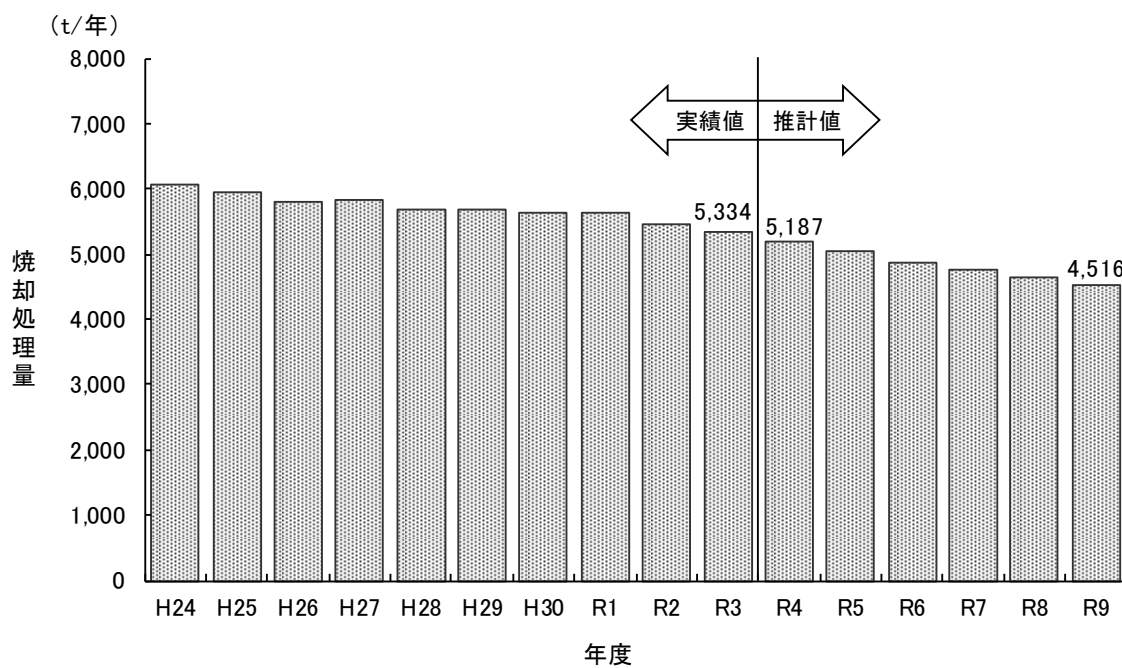


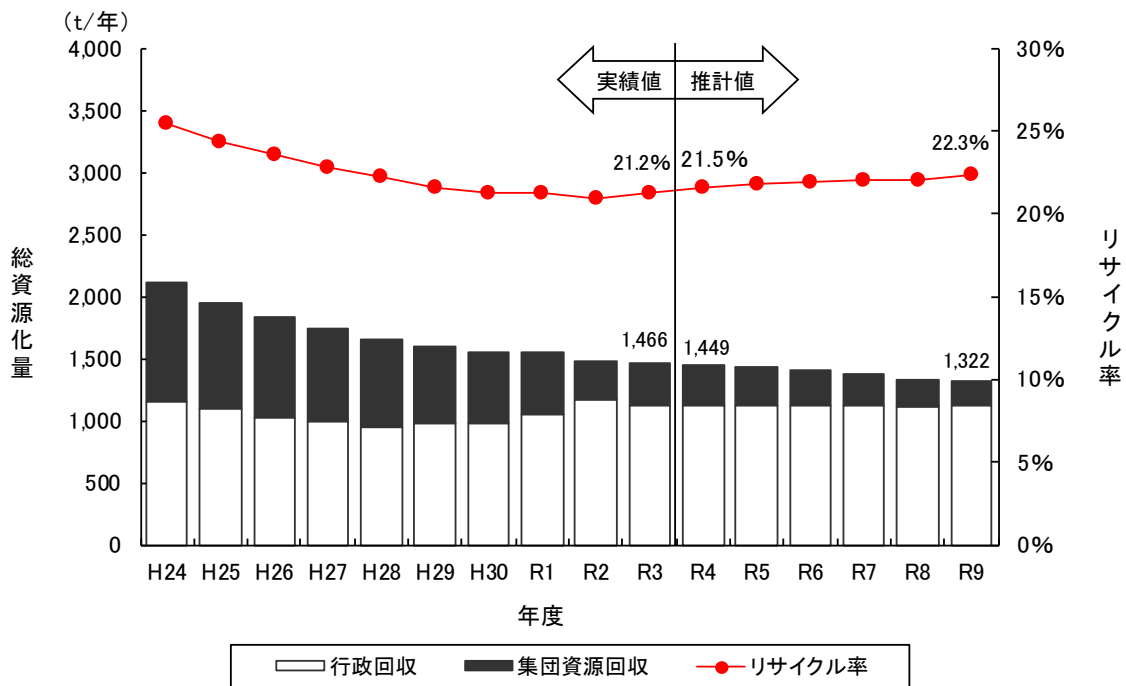
図 2-33 焼却処理量の予測結果

## (2) 資源化量

資源化量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は1,449 t（令和3年度から1.1%減少）、令和9年度は1,322 t（同9.8%減少）と予測されました。資源化量の内訳をみると、行政回収と比べて集団資源回収量の減少が大きいことが目立ちます。

また、資源化対策を行うことにより、減少していたリサイクル率は微増で推移し、令和4年度は21.5%（令和3年度から0.3ポイント増加）、令和9年度は22.3%（同1.1ポイント増加）と平成28年度と同程度になると予測されました。

これにより、リサイクル率は数値目標を達成します。



※1. リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

図 2-34 資源化量の予測結果

### (3) 最終処分量

最終処分量は、将来も減少傾向で推移し、令和4年度は712 t（令和3年度から6.0%減少）、令和9年度は623 t（同17.7%減少）と予測されました。

これにより、最終処分量は数値目標を達成します。

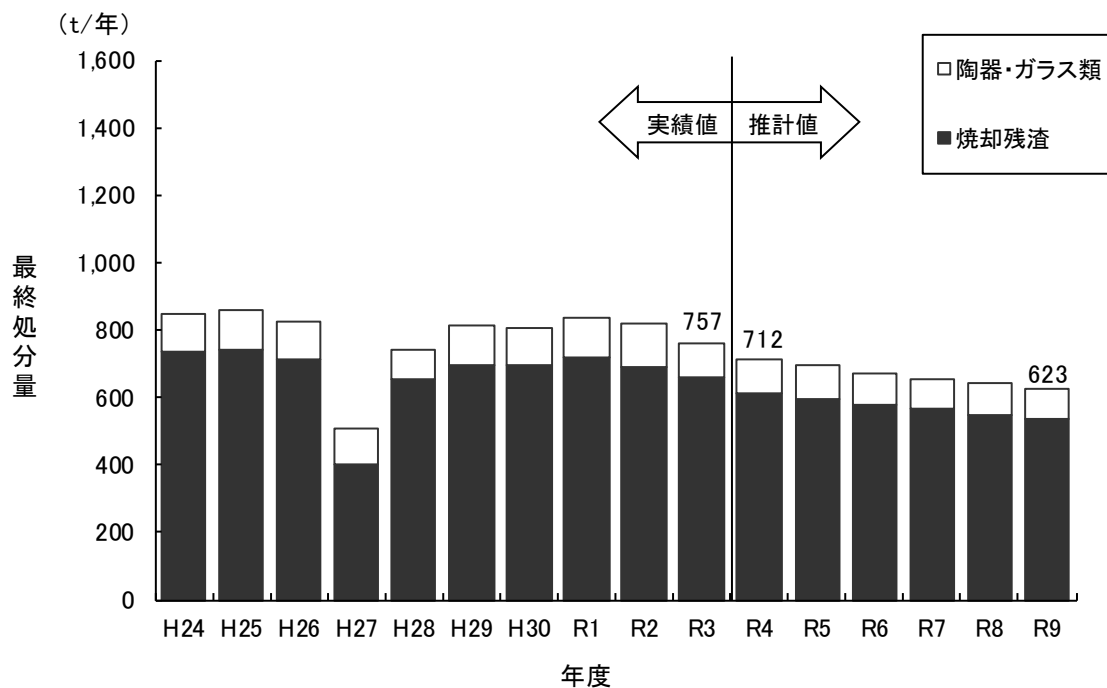


図 2-35 最終処分量の予測結果

### 3-6 基本方針の施策

基本方針で定めた方針に基づき、次の事項に取り組みます。

#### 基本方針1 3Rの推進による廃棄物の減量化

|  |   |
|--|---|
| <p>廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）の推進</p> |   |
| <p>現状と課題</p>   | <p>家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、近年横ばい傾向にあり、特に可燃ごみの減量化が進んでいないため、可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。</p> <p>ごみの中で大きな割合を占める生ごみについては、自家処理を促進するため、EMぼかしの無料配布制度を実施しています。</p> <p>本来資源ごみである紙類やプラスチック製容器包装、古紙類などが可燃ごみとして出されているケースが見受けられるため、これらを資源ごみとして排出するなど、分別排出を徹底することで可燃ごみの減量化を図る必要があります。</p> <p>家庭では使わなくなったが、まだ使えるものを再利用できる場を提供するとともに、リユースの推進を図る必要があります。</p> <p>飛騨市は、県内でもリサイクル率は高い方ですが、可燃ごみや不燃ごみの中にはまだまだ資源ごみ（衣類、紙類）の混入が見られるため、さらに分別を徹底することが必要であり、衣類については回収機会を増やす取り組みが必要です。</p> <p>また集団資源回収（PTA等による回収）については、近年収集量が減少しているため、回収奨励の啓発強化などにより収集量の増加に取り組む必要があります。</p>  |
| <p>取り組み内容</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみの減量化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・EMぼかしの利用による生ごみの農地還元</li> <li>・生ごみ堆肥化等装置の利用の推進</li> <li>・生ごみの排出時の水切りの徹底</li> </ul> </li> <li>○リユースの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものものリユース広場開催によるリユースの推進</li> </ul> </li> <li>○分別方法の周知徹底及び指導の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集説明会の開催</li> <li>・保健衛生カレンダー（ごみ）、リサイクルマップの配布</li> <li>・飛騨市ごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」の運用</li> </ul> </li> <li>○集団資源回収の奨励 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収の奨励による資源化の促進</li> </ul> </li> <li>○環境物品の使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマーク商品やリサイクル認定製品等の積極的な購入</li> </ul> </li> <li>○リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間資源回収ボックスの設置による利便性の向上（古紙類及び衣類回収）</li> <li>・リサイクルポイント制度による衣類定期回収の実施</li> <li>・民設民営のリサイクル積替え保管施設「エコサポートかみおか」の休日開所による利便性の向上</li> </ul> </li> </ul> |

## 基本方針2 ごみの適正処理

|           |   |
|-----------|---|
| ① ごみ分別の徹底 |   |
| 現状と課題     | <p>家庭系ごみの排出及び収集方法は、可燃ごみ、不燃ごみについてはごみ収集ステーションにより実施しています。</p> <p>また不適切な分別などに対しては、収集時に警告シールを貼付し、適正な排出の確保を図ってきました。しかしながら、依然として市内では分別など排出ルールが守られていない違反ごみが発生しているため、適正排出への取り組みを今後も強化する必要があります。</p> <p>今後も確実かつ安定した収集運搬を行うため、人口減少や高齢化等様々な社会情勢状況の変化に対応した収集運搬体制の確保が必要です。</p>  |
| 取り組み内容    | <p>○分別ルールの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の周知</li> <li>・違反ごみ警告シールの活用</li> </ul> <p>○排出及び収集運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の排出方法、収集方式の継続</li> <li>・人口減少によるごみ排出量の減少に対応した収集区分や頻度の最適化の検討</li> </ul> <p>○リサイクルの見える化によるごみの分別・減量化の推進</p> <p>分別したものがどのようなところで処理され、再利用されているか、どういった理由から分別が必要なのかを知っていただくため、リサイクルの現状を見える化して、「広報ひだ」やホームページ、チラシや飛騨市ごみ出し支援アプリ「さんあへる」等様々な媒体を使って啓発を行います。</p> |
| ② 中間処理    |   |
| 現状と課題     | <p>ごみの中間処理は、焼却処理を飛騨市クリーンセンターで、資源化処理を飛騨市リサイクルセンターで行っています。飛騨市クリーンセンターは平成25年3月に竣工、令和4年度末で10年経過し設備機器が老朽化してきており、施設更新、長寿命化、広域化検討など今後の施設の在り方について中長期的な視点をもって検討をする必要があります。また、飛騨市リサイクルセンターは平成27年3月に竣工したことから適正な処理を継続します。</p> <p>最終処分は、県外の民間最終処分場に運搬しており、引き続き処理委託を継続します。</p>  |
| 取り組み内容    | <p>○適正な中間処理の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現施設の適正な維持管理と安全稼働</li> <li>・排ガス等の測定値の監視と環境基準値の遵守</li> <li>・排ガス等の測定結果の公表</li> </ul> <p>○飛騨市クリーンセンターの将来方針検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設更新、長寿命化、広域化等の中長期的な方針検討実施</li> </ul>   |
| ③ 最終処分    |   |
| 現状と課題     | <p>ごみの最終処分は、松ヶ瀬最終処分場で行っています。具体的には、排出されたごみのうち、リサイクルできない陶磁器やガラスを埋め立てています。</p> <p>なお、クリーンセンターから出る焼却灰は、県外の民間施設の最終処分場において埋立処理をしており、引き続き処理を継続します。</p>   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 取<br>組<br>み<br>内<br>容 | <p>○現施設の適正稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現施設の適正な維持管理と安全稼働</li> <li>・ 排水等の測定値の監視と環境基準値の遵守</li> <li>・ 排水等の測定結果の公表</li> </ul> |
|-----------------------|---|

### 基本方針3 市民、事業者、市の取り組みの推進

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ① 市民、事業者、市の取り組みの推進    |  |
| 現<br>状<br>と<br>課<br>題 | <p>これまでと同じ生活や事業活動を続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。</p> <p>ごみの減量化・資源化のためには、市民や事業者の日常のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換が必要です。</p>  |
| 取<br>組<br>み<br>内<br>容 | <p>○ 効果的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、ごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」の活用などにより情報の提供。</li> </ul> <p>○ 環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会等と連携した講座や説明会、施設見学会等で、ごみの減量・リサイクル情報の提供</li> <li>・ 小学生を対象にした施設見学による環境学習の実施</li> </ul> <p>○ 快適な生活環境の確保</p> <p>(a) 不法投棄の防止</p> <p>本市は面積が広い上に市域のほとんどが山林であり、不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて監視を行うことが大変困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、苦慮している状況にあります。</p> <p>こうした状況の中で、市は不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを行っているほか、ICT監視カメラを設置することにより、体制を強化し、市民・事業者・市が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努めていきます。</p> <p>(b) 災害廃棄物の処理</p> <p>災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより一時的に市内でのごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺地域の自治体との連携体制を構築します。</p> <p>また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。</p> <p>大規模な災害発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用した仮置き場の確保を図ります。</p> <p>(c) 特殊廃棄物の対策</p> <p>高齢化の進行に伴い、在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物が増加することが予想されます。これら在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、医療関係機関や関係部署と連携を図り、適正な排出・処理を行えるよう、情報提供及び必要な対策を推進します。</p> <p>また、家庭や事業所から排出されるアスベスト含有物については、業者委託による適正な処理・処分が必要であるため、必要な情報提供・指導などを行います。</p> |

## 第 3 章 生活排水処理基本計画

## 1. 生活排水処理の現状と課題

### 1-1 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく一般廃棄物処理計画のうち生活排水に関する計画として策定するものです。

本計画では、市が長期的・総合的視点に立って、公共用水域の良好な水質の確保と快適に暮らせる環境づくりの推進に向け、生活に伴い発生する排水の処理対策を計画的に行うため、目標年次における行政区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに生活排水を行う過程で発生する汚泥の処理方法を定めるなど、生活排水の処理に係る基本的な方針を定めています。

### 1-2 排水処理に係る経緯

生活排水の適正な処理は公共用水域の水質保全と生活環境の向上に資するものとして本市では、平成2年より公共下水道の整備を開始してから、これまで下水道などの集合型排水処理施設の整備や個別排水処理施設である浄化槽の設置の促進を積極的に進めてきました。その結果、令和3年度末の生活排水処理率（水洗化人口／行政区域内人口）は85.3%となりました。

しかし、一方では生活雑排水未処理世帯（単独処理浄化槽）と非水洗化世帯（汲み取り）が併せて14.7%存在し、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されているため、水質汚濁の一因となっています。

生活雑排水が未処理の理由については、下水道がまだ整備されない地域があること、下水道の整備済地域に未接続の家屋等があること、下水道が整備されない地域において浄化槽への転換が進んでいないことによるものです。

今後、より安全で清らかな水環境のあるまちづくりを行っていくために本市では、公共用水域の水質保全と生活環境の向上のため、生活等により発生した汚水は全て適正に処理したうえで放流されるよう取り組んでいきます。

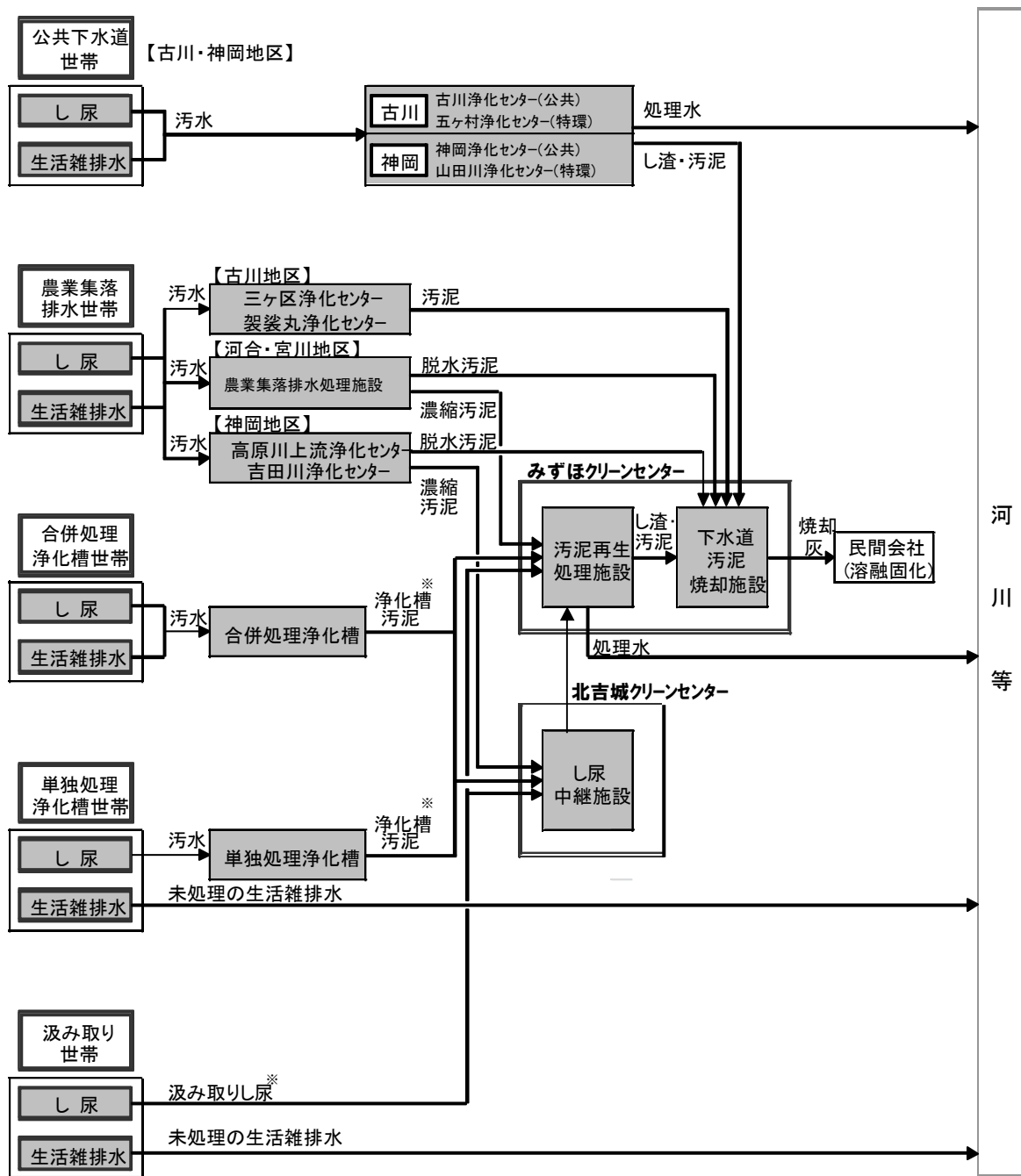
### 1-3 生活排水処理の概要

本市における生活排水処理の処理フローは、図3-1に示すとおりです。

本市では、平成28年度現在、古川・神岡地区に公共下水道が整備されており、公共下水道世帯からのし尿及び生活雑排水は、浄化センターで処理されています。

公共下水道が整備されていない地域では、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲み取りにより生活排水処理が行われています。





※ 1. 浄化槽汚泥、汲み取りし尿の処理の流れ

- ・ 神岡、高山市旧上宝村分 : 北吉城クリーンセンターで処理
- ・ 古川町、河合町、宮川町、高山市国府町分 : みずほクリーンセンターで処理

図 3-1 生活排水処理の流れ

#### 1-4 生活排水処理の推移

本市における平成24年度から令和3年度までの処理形態別人口の推移は表3-1に示すとおりです。

令和3年度における本市の生活排水処理形態別人口をみると、公共下水道人口が15,412人（全体の67.6%）、農業集落排水施設人口が3,020人（同13.3%）、合併処理浄化槽人口が1,015人（同4.5%）、単独処理浄化槽人口が1,552人（同6.8%）、汲み取り人口が1,791人（同7.9%）となっており、生活排水処理率は85.3%です。

水洗化・生活雑排水処理区域の増加、未処理区域内人口の減少に伴い、生活排水処理率は、増加傾向で推移しています。

なお各年度の人口については各年度末の人口で表示しており以降も同様とします。

表3-1 生活排水処理形態別人口の推移

| 項 目              | 単位 | 年度     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
| 計画処理区域内人口(a)     | 人  | 26,512 | 26,064 | 25,709 | 25,374 | 24,975 | 24,472 | 24,027 | 23,571 | 23,227 | 22,790 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口(b) | 人  | 19,818 | 20,070 | 20,002 | 19,827 | 19,806 | 19,642 | 19,685 | 19,517 | 19,665 | 19,447 |
| 公共下水道人口          | 人  | 14,605 | 14,917 | 14,944 | 14,911 | 15,031 | 15,439 | 15,533 | 15,412 | 15,609 | 15,412 |
| 農業集落排水施設人口       | 人  | 3,380  | 3,370  | 3,312  | 3,236  | 3,152  | 3,186  | 3,126  | 3,114  | 3,020  | 3,020  |
| 合併処理浄化槽人口        | 人  | 1,833  | 1,783  | 1,746  | 1,680  | 1,623  | 1,017  | 1,026  | 991    | 1,036  | 1,015  |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口   | 人  | 3,012  | 2,697  | 2,568  | 2,496  | 2,326  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  |
| 単独処理浄化槽人口        | 人  | 3,012  | 2,697  | 2,568  | 2,496  | 2,326  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  |
| 非水洗化人口           | 人  | 3,682  | 3,297  | 3,139  | 3,051  | 2,843  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  |
| 汲み取り人口           | 人  | 3,682  | 3,297  | 3,139  | 3,051  | 2,843  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  |
| 自家処理人口           | 人  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率(b/a)     | %  | 74.8%  | 77.0%  | 77.8%  | 78.1%  | 79.3%  | 80.3%  | 81.9%  | 82.8%  | 84.7%  | 85.3%  |

※1. 計画処理区域内人口は、日本人と外国人の合計（各年度3月31日現在）。

出典：飛騨市水道課資料

### 1-5 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

令和3年度における本市のし尿の収集量は1,393kℓ、浄化槽汚泥の収集量は6,430kℓであり、収集量の合計は7,823kℓ、1日平均収集量は21.4kℓとなっています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移しており、特にし尿の収集量の減少傾向が大きいことが特徴となっています。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

| 項目      | 単位   | 年 度    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |      | H24    | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
| し尿収集量   | kℓ/年 | 10,055 | 9,676 | 9,409 | 9,229 | 8,807 | 8,549 | 8,679 | 8,134 | 7,919 | 7,823 |
| し尿      | kℓ/年 | 2,501  | 2,298 | 2,175 | 2,009 | 1,753 | 1,722 | 1,700 | 1,529 | 1,418 | 1,393 |
| 浄化槽汚泥   | kℓ/年 | 7,554  | 7,378 | 7,234 | 7,220 | 7,054 | 6,827 | 6,979 | 6,605 | 6,501 | 6,430 |
| 1日平均収集量 | kℓ/日 | 27.5   | 26.5  | 25.8  | 25.2  | 24.1  | 23.4  | 23.8  | 22.2  | 21.7  | 21.4  |
| 年間日数    | 日    | 365    | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   |

※1. 浄化槽汚泥量に農業集落排水汚泥量も含まれます。

出典：飛騨市環境課資料

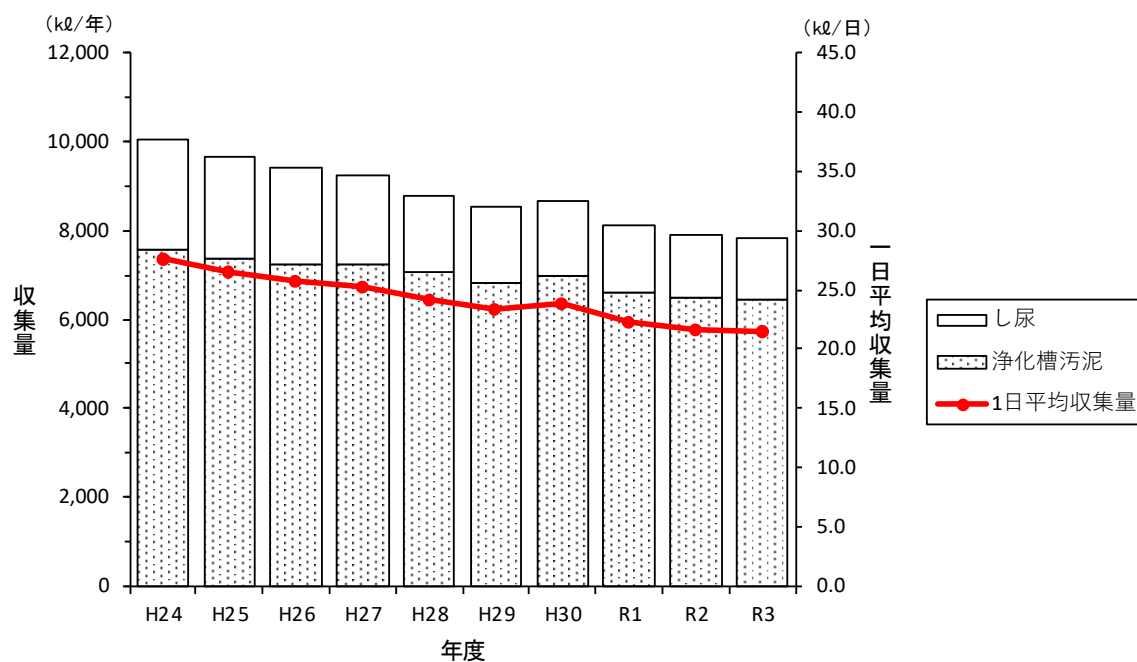


図 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

### 1-6 北吉城クリーンセンターの処理量

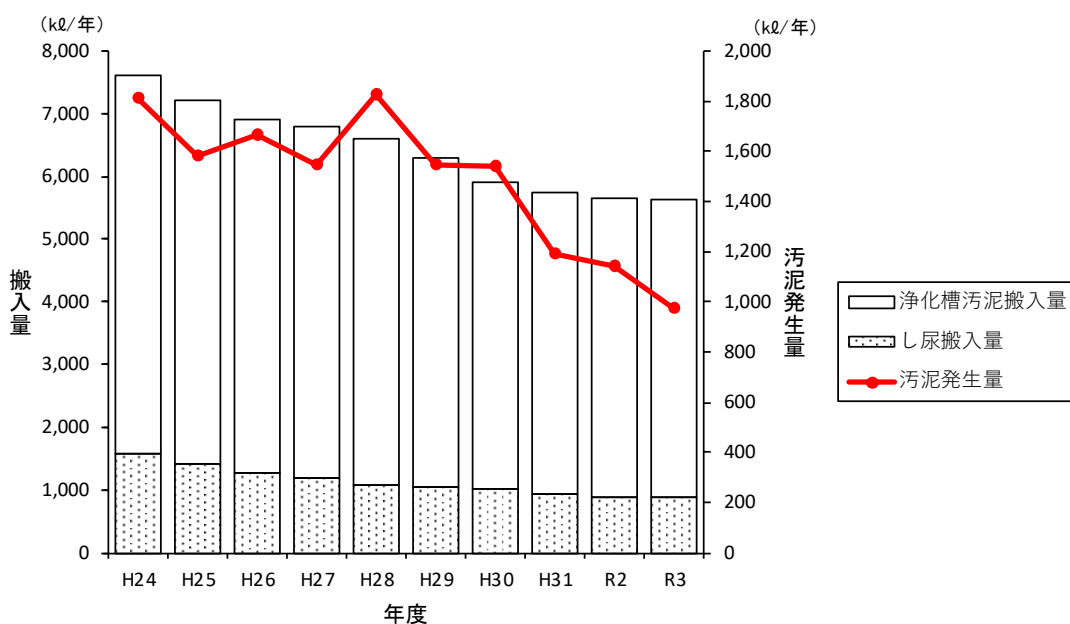
北吉城クリーンセンターには、本市の神岡地区と高山市の上宝地区からし尿と浄化槽汚泥が搬入され、処理されています。

令和3年度におけるし尿の搬入量は882kℓ、浄化槽汚泥の搬入量は4,748kℓであり、合計処理量は5,630kℓとなっています。また、本施設での処理に伴う汚泥発生量は977kℓとなっています。

し尿と浄化槽汚泥の搬入量及び処理に伴う汚泥発生量は、減少傾向で推移しています。

表 3-3 北吉城クリーンセンターの処理量の推移

| 項目       | 単位   | 年 度   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |      | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
| し尿搬入量    | kℓ/年 | 1,572 | 1,415 | 1,283 | 1,198 | 1,088 | 1,052 | 1,025 | 945   | 873   | 882   |
| 神岡地区     | kℓ/年 | 1,401 | 1,257 | 1,141 | 1,020 | 915   | 900   | 911   | 812   | 751   | 766   |
| 高山市上宝地区  | kℓ/年 | 171   | 158   | 142   | 178   | 172   | 151   | 114   | 133   | 122   | 116   |
| 浄化槽汚泥搬入量 | kℓ/年 | 6,021 | 5,809 | 5,626 | 5,596 | 5,521 | 5,235 | 4,866 | 4,799 | 4,781 | 4,748 |
| 神岡地区     | kℓ/年 | 4,212 | 4,041 | 3,903 | 3,901 | 3,886 | 3,545 | 3,322 | 3,243 | 3,285 | 3,284 |
| 高山市上宝地区  | kℓ/年 | 1,809 | 1,767 | 1,723 | 1,694 | 1,635 | 1,690 | 1,544 | 1,556 | 1,495 | 1,464 |
| 合計処理量    | kℓ/年 | 7,593 | 7,223 | 6,910 | 6,794 | 6,608 | 6,287 | 5,891 | 5,744 | 5,653 | 5,630 |
| 汚泥発生量    | kℓ/年 | 1,807 | 1,581 | 1,666 | 1,549 | 1,828 | 1,549 | 1,538 | 1,191 | 1,143 | 977   |
| うち焼却灰    | t/年  | 13    | 12    | 12    | 10    | 9     | 7     | 9     | 8     | 5     | 6     |



出典：飛騨市環境課資料

図 3-3 北吉城クリーンセンターの処理量の推移

### 1-7 みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）の処理量

みずほクリーンセンター汚泥再生処理施設には、本市の古川・河合・宮川地区と高山市の国府・上宝地区からし尿と浄化槽汚泥が搬入され、処理されています。

令和3年度におけるし尿の搬入量は987k $\ell$ 、浄化槽汚泥の搬入量は4,952k $\ell$ であり、合計処理量は5,939k $\ell$ となっています。また、本施設での処理に伴う汚泥発生量は176tとなっています。

し尿と浄化槽汚泥の搬入量及び処理に伴う汚泥発生量は、減少傾向で推移しています。

表3-4 みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）の処理量の推移

| 項目       | 単位          | 年度    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |             | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
| し尿搬入量    | k $\ell$ /年 | 1,738 | 1,635 | 1,617 | 1,556 | 1,326 | 1,294 | 1,239 | 1,126 | 1,083 | 987   |
| 古川地区     | k $\ell$ /年 | 969   | 908   | 890   | 844   | 722   | 702   | 678   | 605   | 574   | 527   |
| 河合地区     | k $\ell$ /年 | 73    | 78    | 79    | 73    | 61    | 58    | 58    | 56    | 47    | 50    |
| 宮川地区     | k $\ell$ /年 | 58    | 55    | 65    | 72    | 55    | 62    | 53    | 55    | 46    | 50    |
| 高山市国府地区  | k $\ell$ /年 | 638   | 593   | 583   | 568   | 488   | 472   | 449   | 409   | 415   | 360   |
| 浄化槽汚泥搬入量 | k $\ell$ /年 | 5,497 | 5,451 | 5,582 | 5,437 | 5,225 | 5,305 | 5,674 | 5,555 | 5,059 | 4,952 |
| 古川地区     | k $\ell$ /年 | 2,236 | 2,209 | 2,191 | 2,292 | 2,144 | 2,203 | 2,298 | 2,263 | 2,133 | 2,059 |
| 河合地区     | k $\ell$ /年 | 648   | 664   | 654   | 609   | 593   | 622   | 736   | 582   | 574   | 585   |
| 宮川地区     | k $\ell$ /年 | 459   | 463   | 486   | 418   | 431   | 456   | 485   | 516   | 508   | 502   |
| 高山市国府地区  | k $\ell$ /年 | 2,155 | 2,114 | 2,097 | 1,965 | 1,904 | 1,870 | 2,001 | 2,046 | 1,841 | 1,802 |
| 高山市上宝地区  | k $\ell$ /年 |       |       | 154   | 154   | 154   | 154   | 154   | 147   | 2     | 4     |
| 合計処理量    | k $\ell$ /年 | 7,236 | 7,086 | 7,199 | 6,993 | 6,551 | 6,599 | 6,912 | 6,681 | 6,141 | 5,939 |
| 汚泥発生量    | t/年         | 253   | 246   | 253   | 246   | 227   | 212   | 205   | 168   | 148   | 176   |
| 汚泥(焼却分)  | t/年         | 195   | 185   | 208   | 207   | 191   | 175   | 172   | 133   | 120   | 147   |
| 汚泥(堆肥分)  | t/年         | 19    | 21    | 22    | 22    | 22    | 22    | 22    | 22    | 21    | 21    |
| 汚泥(し渣)   | t/年         | 39    | 40    | 23    | 17    | 15    | 15    | 12    | 12    | 7     | 8     |

※1. 高山市上宝地区の浄化槽汚泥搬入は、高山市が移動脱水車を購入するまでの臨時措置。

出典：飛騨市環境課資料

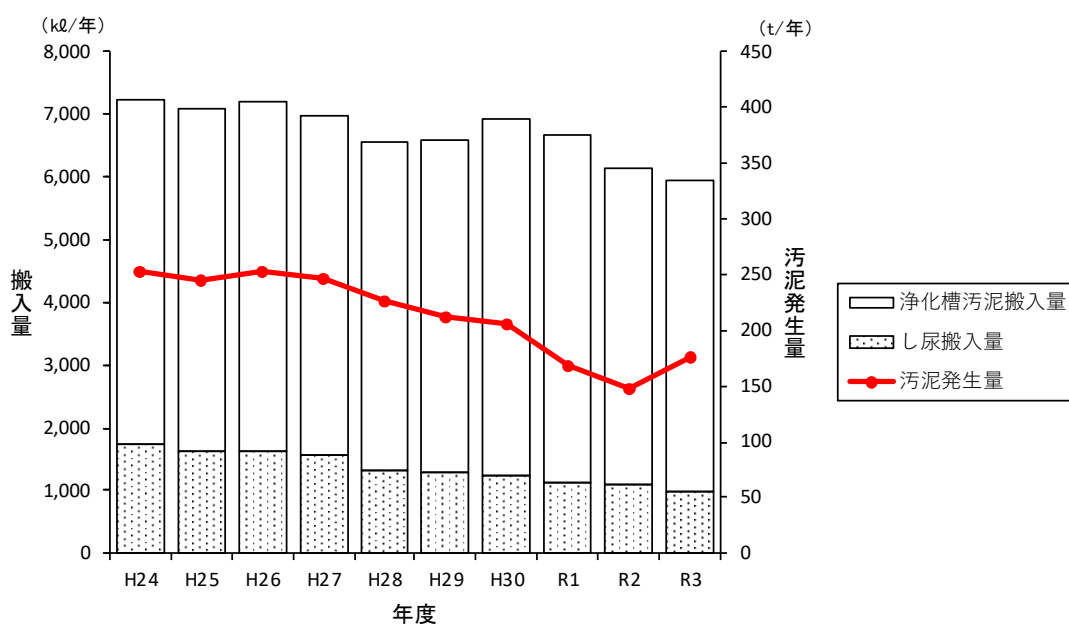


図3-4 みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）の処理量の推移

1-8 みずほクリーンセンター（下水道汚泥焼却施設）の処理量

みずほクリーンセンター下水道汚泥焼却施設には、本市の古川・神岡地区と高山市からの下水道汚泥、本市全域と高山市からの農業集落排水汚泥、みずほクリーンセンター汚泥再生処理施設からの処理後の汚泥などが搬入され、処理されています。

令和3年度における下水道汚泥の搬入量は1,351t、農業集落排水汚泥の搬入量は232t、みずほクリーンセンター汚泥再生処理施設からの搬入量は155tであり、合計処理量は1,738tとなっています。また、本施設での処理に伴う焼却残渣（焼却灰）は72tとなっており、民間施設により熔融スラグ化してリサイクルしています。

汚泥などの搬入量及び処理に伴う焼却残渣は、減少傾向で推移しています。

表3-5 みずほクリーンセンター下水道汚泥焼却施設の処理量の推移

| 項目                  | 単位  | 年度    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |  |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
|                     |     | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |  |
| 下水道汚泥搬入量            | t/年 | 1,389 | 1,383 | 1,452 | 1,404 | 1,463 | 1,532 | 1,462 | 1,439 | 1,412 | 1,351 |  |
| 古川地区                | t/年 | 915   | 877   | 913   | 901   | 941   | 1,014 | 934   | 882   | 835   | 768   |  |
| 神岡地区                | t/年 | 184   | 210   | 243   | 239   | 247   | 245   | 248   | 252   | 243   | 259   |  |
| 受託分(高山市)            | t/年 | 291   | 296   | 296   | 263   | 275   | 273   | 280   | 306   | 334   | 324   |  |
| 農業集落排水汚泥搬入量         | t/年 | 228   | 225   | 222   | 223   | 208   | 194   | 217   | 226   | 221   | 232   |  |
| 古川地区                | t/年 | 106   | 96    | 96    | 98    | 90    | 69    | 94    | 102   | 98    | 101   |  |
| 河合地区                | t/年 | 20    | 19    | 19    | 19    | 18    | 19    | 17    | 16    | 17    | 17    |  |
| 宮川地区                | t/年 | 14    | 13    | 13    | 12    | 9     | 12    | 11    | 12    | 12    | 12    |  |
| 神岡地区                | t/年 | 21    | 25    | 23    | 24    | 23    | 24    | 26    | 29    | 26    | 27    |  |
| 受託分(高山市)            | t/年 | 68    | 73    | 71    | 70    | 68    | 71    | 68    | 67    | 67    | 75    |  |
| みずほ(汚泥再生処理施設)からの搬入量 | t/年 | 234   | 225   | 231   | 224   | 205   | 190   | 183   | 146   | 127   | 155   |  |
| 汚泥搬入量               | t/年 | 195   | 185   | 208   | 207   | 191   | 175   | 172   | 133   | 120   | 147   |  |
| 脱水し渣搬入量             | t/年 | 39    | 40    | 23    | 17    | 15    | 15    | 12    | 12    | 7     | 8     |  |
| 合計処理量               | t/年 | 1,851 | 1,833 | 1,904 | 1,851 | 1,876 | 1,915 | 1,863 | 1,810 | 1,760 | 1,738 |  |
| 焼却灰                 | t/年 | 103   | 99    | 56    | 115   | 101   | 98    | 89    | 88    | 82    | 72    |  |

※1. 本施設での処理に伴う焼却残渣（焼却灰）は、民間施設により熔融スラグ化してリサイクル  
出典：飛騨市環境課資料

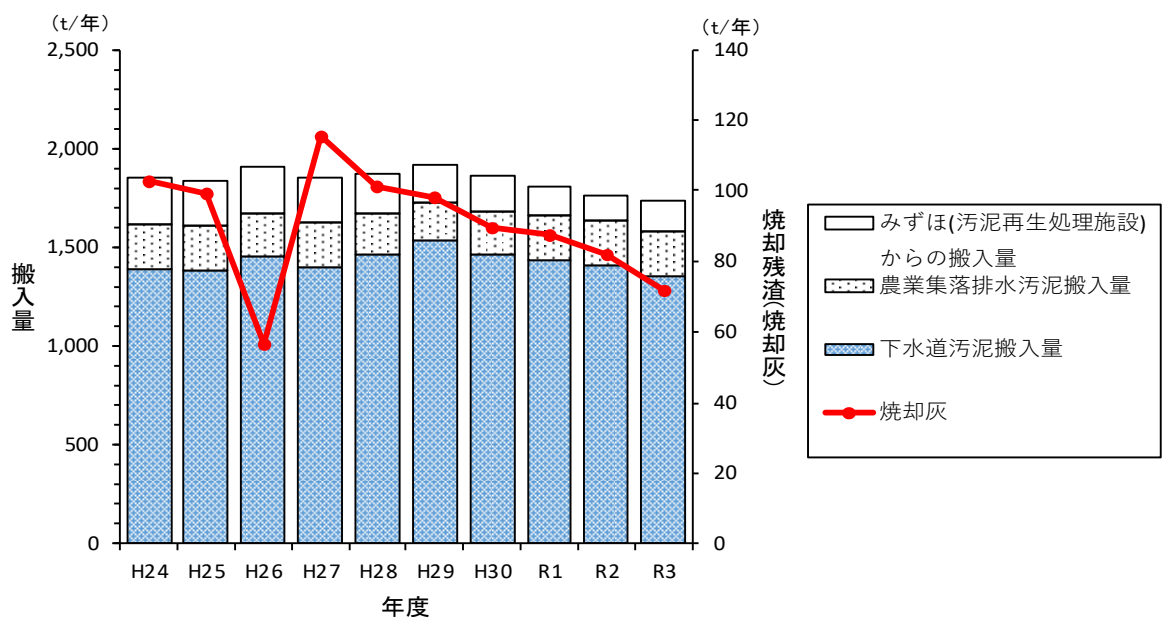


図3-5 みずほクリーンセンター下水道汚泥焼却施設の処理量の推移

### 1-9 最終処分量

令和3年度の最終埋立処分量は、北吉城クリーンセンターからの焼却残渣9tとなっています。

なお、みずほクリーンセンター（下水道汚泥焼却施設）からの処理残渣は最終的に民間施設で熔融スラグ化されリサイクルされています。

表 3-6 最終処分量の推移

| 項目             | 単位  | 年度  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                |     | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
| みずほ(下水道汚泥焼却施設) | t/年 | 103 | 99  | 56  | 115 | 101 | 98  | 89  | 88  | 82  | 72  |
| 焼却灰            | t/年 | 103 | 99  | 56  | 115 | 101 | 98  | 89  | 88  | 82  | 72  |
| みずほ(汚泥再生処理施設)  | t/年 | 234 | 225 | 231 | 224 | 205 | 190 | 183 | 146 | 127 | 155 |
| 脱水汚泥(下水へ)      | t/年 | 234 | 225 | 231 | 224 | 205 | 190 | 183 | 146 | 127 | 155 |
| 北吉城クリーンセンター    | t/年 | 13  | 12  | 12  | 10  | 9   | 7   | 9   | 8   | 5   | 6   |
| 焼却残渣(埋立処分)     | t/年 | 13  | 12  | 12  | 10  | 9   | 7   | 9   | 8   | 5   | 6   |

※1. みずほクリーンセンターでの処理残渣の流れ

①汚泥再生処理施設での処理残渣（脱水汚泥）は下水道汚泥焼却施設で焼却処理

②下水道汚泥焼却施設での処理残渣（焼却残渣）は民間施設で熔融スラグ化されリサイクル

出典：飛騨市環境課資料

## 2. 生活排水処理量の予測

### 2-1 生活排水の排出状況の予測結果

#### (1) 生活排水処理形態別人口

本市の計画処理区域内における生活排水処理形態別人口の将来予測結果をみると、減少傾向で推移します。

人口が減少傾向で推移することに伴い、生活排水処理率は増加傾向で推移します。生活排水処理率は、令和4年度は83.8%、令和9年度は88.5%と予測されました。

表 3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

| 項目               | 単位 | 年度     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     | R9     |
| 計画処理区域内人口(a)     | 人  | 24,472 | 24,027 | 23,571 | 23,227 | 22,790 | 22,185 | 21,809 | 21,432 | 21,055 | 20,700 | 20,345 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口(b) | 人  | 19,642 | 19,685 | 19,517 | 19,665 | 19,447 | 18,593 | 18,538 | 18,472 | 18,380 | 18,195 | 18,002 |
| 公共下水道人口          | 人  | 15,439 | 15,533 | 15,412 | 15,609 | 15,412 | 14,874 | 14,851 | 14,822 | 14,763 | 14,650 | 14,526 |
| 農業集落排水施設人口       | 人  | 3,186  | 3,126  | 3,114  | 3,020  | 3,020  | 3,130  | 3,106  | 3,080  | 3,048  | 2,992  | 2,936  |
| 合併処理浄化槽人口        | 人  | 1,017  | 1,026  | 991    | 1,036  | 1,015  | 589    | 581    | 570    | 569    | 553    | 540    |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口   | 人  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  | 1,449  | 1,327  | 1,231  | 1,132  | 1,039  | 973    |
| 単独処理浄化槽人口        | 人  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  | 1,449  | 1,327  | 1,231  | 1,132  | 1,039  | 973    |
| 非水洗化人口           | 人  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  | 2,143  | 1,944  | 1,729  | 1,543  | 1,466  | 1,370  |
| 汲み取り人口           | 人  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  | 2,143  | 1,944  | 1,729  | 1,543  | 1,466  | 1,370  |
| 自家処理人口           | 人  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率(b/a)     | %  | 80.3%  | 81.9%  | 82.8%  | 84.7%  | 85.3%  | 83.8%  | 85.0%  | 86.2%  | 87.3%  | 87.9%  | 88.5%  |

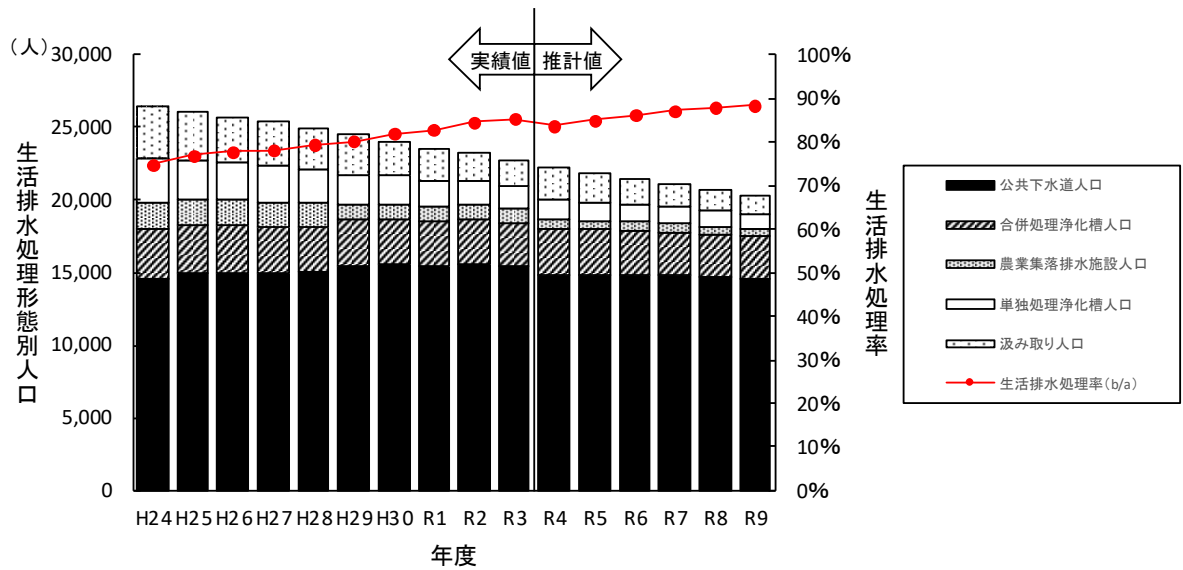


図 3-6 生活排水処理形態別人口の予測結果



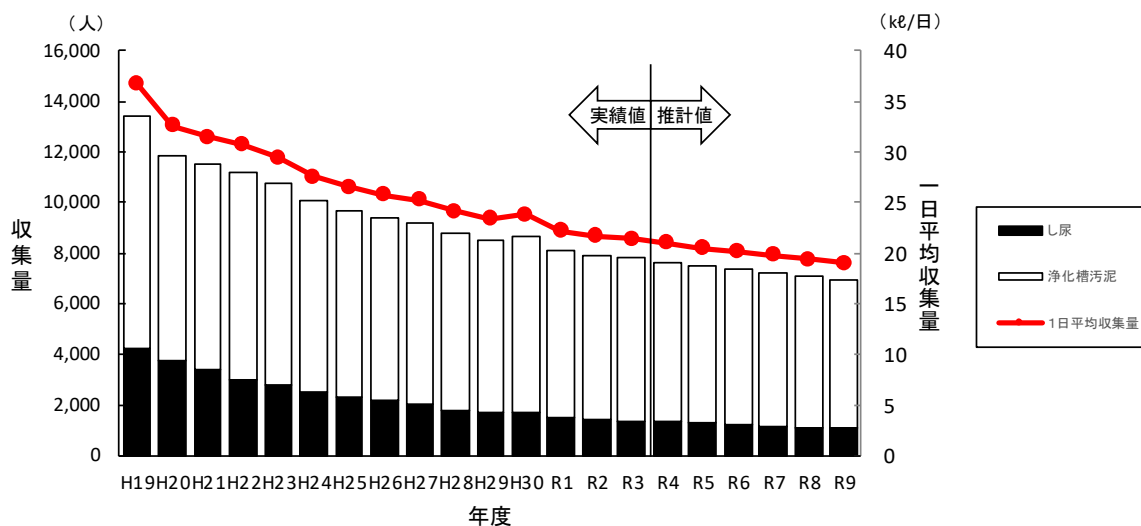
## (2) し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

本市のし尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果をみると、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移します。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の合計は、令和4年度は7,663kl、令和9年度は6,959klと予測されました。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

| 項 目     | 単位   | 年度    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |      | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    |
| し尿収集量   | kl/年 | 8,549 | 8,679 | 8,134 | 7,919 | 7,823 | 7,663 | 7,509 | 7,362 | 7,222 | 7,088 | 6,959 |
| し尿      | kl/年 | 1,722 | 1,700 | 1,529 | 1,418 | 1,393 | 1,333 | 1,275 | 1,220 | 1,168 | 1,118 | 1,071 |
| 浄化槽汚泥   | kl/年 | 6,827 | 6,979 | 6,605 | 6,501 | 6,430 | 6,330 | 6,234 | 6,142 | 6,054 | 5,969 | 5,889 |
| 1日平均収集量 | kl/日 | 23.4  | 23.8  | 22.2  | 21.7  | 21.4  | 21.0  | 20.5  | 20.2  | 19.8  | 19.4  | 19.0  |
| 年間日数    | 日    | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   |



※1. 平成15年度以降、浄化槽汚泥量には農業集落排水汚泥量も含まれます。

図 3-7 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

### 3. 生活排水処理基本計画

#### 3-1 計画の基本理念

市域を流れる一級河川宮川や高原川などの清流は、本市の清らかな自然のシンボルです。このような状況の中、本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を平成20年3月に策定し、公共下水道事業や浄化槽設置整備事業等の推進により生活排水の適正処理を進め、河川等に流出する負荷を削減することにより、水質改善に努めています。

前計画策定後、公共下水道の普及等により、生活排水処理率は改善されたことなどより、前計画は一定の成功を収めたと評価できます。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上のため、生活等により発生した汚水は全て適正に処理したうえで放流を行います。

#### 3-2 基本方針

基本理念の実現を目指すための基本方針を以下に示します。

##### **基本方針1. 生活排水処理施設の整備と適正処理の推進**

- 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。
- し尿・浄化槽汚泥については、汚泥再生処理センター等での適正処理及び資源化を継続して推進します。

##### **基本方針2. 水環境の保全のための意識啓発の推進**

- 市民及び事業者の理解と協力のもと、汚濁負荷削減等の取り組みを推進します。

#### 3-3 処理主体

本市の生活排水の処理主体は、表3-9に示すとおりです。

表3-9 生活排水の処理主体

| 生活排水の処理施設         | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|-------------------|--------------|------|
| 公共下水道             | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 農業集落排水処理施設        | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 簡易排水処理施設          | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 小規模集合排水処理施設       | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 個別排水処理施設          | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 合併処理浄化槽           | し尿及び生活雑排水    | 個人等  |
| 単独処理浄化槽           | し尿           | 個人等  |
| 汚泥再生処理施設・し尿処理施設   | し尿及び生活雑排水    | 市    |
| 下水道汚泥焼却施設（併せ産廃施設） | 下水道汚泥等       | 市    |

### 3-4 計画の目標年次

基本理念の実現を目指すために、最終的には全ての生活排水を全ての生活排水を生活排水処理施設で処理することを目標としますが、本計画期間における目標年度の生活排水処理率を90%とし、各事業を推進します。

表 3-10 生活排水の処理目標

| 年度      | 現在（令和3年度） | 目標（令和9年度） |
|---------|-----------|-----------|
| 生活排水処理率 | 85.1%     | 90.0%     |

### 3-5 生活排水計画

【基本方針1】を実現するため、下記のとおり計画をします。

#### (1) 生活排水処理計画

公共下水道で整備する区域は、神岡町地区（船津処理区）の整備を進めます。

農業集落排水処理区域は、整備が完了しています。

浄化槽で処理を推進する区域は、合併処理浄化槽の整備を促進します。

既存の下水道施設の老朽化は将来に向けて避けることのできない課題のため、施設の計画的な保守点検や維持・修繕計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。

#### (2) し尿・浄化槽汚泥処理計画

##### ① 現況

##### (ア) し尿及び汚泥収集運搬状況

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、市が許可した一般廃棄物の収集運搬事業者が収集し、し尿処理施設へ運搬しています。

##### (イ) 中間処理施設の状況

市域から発生したし尿・浄化槽汚泥は、みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）で中間処理（微生物による分解行程）を行います。

なお、神岡地区は北吉城クリーンセンターで中継のうえ、みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）へ搬入し併せて処理します。

みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）で中間処理され、残った汚泥は、隣接する下水道汚泥焼却施設に搬入して焼却処理します。焼却後に発生する焼却灰については、民間業者により熔融スラグとして資源化しています。

##### ② 計画

##### (ア) し尿・汚泥収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり市が許可した一般廃棄物の収集運搬事業者が収集・運搬します。

### (イ) 中間処理施設の計画

市が所有するし尿処理施設について、将来計画が決定するまでは必要な補修及び更新を行い、適正な性能の維持及び適切な運転管理を行います。

みずほクリーンセンター（汚泥再生処理施設）は建設から令和4年3月で、20年経過し老朽化していることから、施設の長寿命化、更新、下水道投入など将来的な運営・維持管理のあり方について検討します。

みずほクリーンセンター（下水道汚泥焼却施設）の焼却後に発生する焼却灰については、引き続き民間業者により熔融スラグとして資源化します。

## 3-6 生活排水対策の推進

【基本方針2】を実現するため、下記のとおり計画をします。

今後、本市の清らかな水環境を保全・再生していくためには、市民・事業者・市が相互に協力し、連携・協働のもとで各種の取り組みを推進していく必要があります。

市民・事業者は、整備済の下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など、生活排水の適正な処理に努めることなど、各家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取り組みが必要です。

このため、本市は、生活雑排水が水環境に及ぼす影響について市民一人ひとりが認識し、汚濁負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。また、市のホームページや広報、パンフレットにより、水環境の現状や水質保全の取り組みについての情報を広く提供します。

## 3-7 生活排水の適正処理のための施策

### (1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

本市では、河川の水質環境の保全を図るため、対象地域内に住宅建物の50人以下容量の合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

表 3-11 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の概要

| 項目     | 具体的な内容  |
|--------|---|
| 対象者等   | 下水道事業計画区域外に居住の市民  |
| 補助等の金額 | 5人槽以下：限度額 35万2千円<br>6～7人槽：限度額 44万1千円<br>8～50人槽：限度額 58万8千円 |

(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度

本市では、水環境の改善や 公衆衛生の向上を図るため、排水設備工事や水洗便所改造工事を行う市民に対し、融資あっせん及び利子補給を行っています。

表 3-12 水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度の概要

| 項目     | 具体的な内容  |
|--------|---|
| 対象者等   | 次の要件を満たす市民<br>①処理区域内にある建築物の所有者<br>②市税、下水道事業受益者負担金等を滞納していないこと<br>③処理区域となって3年以内に改造工事を行う方<br>④融資を受けた資金の償還能力があること<br>⑤市内に居住し、連帯保証人（1人以上）を選出 |
| 補助等の金額 | 融資あっせんは200万円以内<br>利子補給は融資を受けた利子の1/2   |

(3) 水洗便所等改造資金特別助成金制度（集会施設）

本市では、水環境の改善や 公衆衛生の向上を図るため、集会施設等での排水設備工事や水洗便所改造工事を行う行政区等に対し、助成金を交付しています。

表 3-13 水洗便所等改造資金特別助成金制度の概要

| 項目     | 具体的な内容   |
|--------|--|
| 対象者等   | 次の要件を満たす行政区等<br>①飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場等<br>②処理区域となって3年以内に改造工事を行う行政区等（新築に伴うものは除く） |
| 補助等の金額 | 対象工事費用の1/2 限度額40万円   |

3-8 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水を処理する区域及び人口等は、表 3-14 に示すとおりです。

表 3-14 生活排水を処理する区域及び人口等

| 事業名  | 地区名        | 処理計画区域   | 対象処理人口 |
|--|------------|--|--------|
| 公 共<br>下水道                                 | 古川         | 古川地区公共下水道事業において定める区域   | 11,000 |
|  | 船津         | 神岡地区公共下水道事業において定める区域   | 5,654  |
| 特定環境保全<br>公共下水道                            | 五ヶ村        | 五ヶ村地区において定める区域   | 884    |
|  | 袖川         | 袖川地区において定める区域  | 611    |
| 農業集落<br>排水事業                               | 三ヶ区        | 三ヶ区地区において定める区域   | 857    |
|  | 袈裟丸        | 袈裟丸地区において定める区域   | 600    |
|  | 稲越         | 稲越地区において定める区域  | 218    |
|  | 角川         | 角川地区において定める区域  | 335    |
|  | 小無雁        | 小無雁地区において定める区域   | 58     |
|  | 種蔵         | 種蔵地区において定める区域  | 80     |
|  | 西忍         | 西忍地区において定める区域  | 57     |
|  | 林          | 林地区において定める区域   | 144    |
|  | 吉田・上村      | 吉田・上村地区において定める区域   | 561    |
|  | 麻生野        | 麻生野地区において定める区域   | 273    |
| 合併処理<br>浄化槽<br><br>(個別排水<br>処理施設<br>含む(注)) | 古川町        | 数河、野口、末高、戸市、袈裟丸の一部、太江の一部、平岩、畦畑、高野の一部、下野の一部、中野の一部、上野の一部 他集合処理区域以外の区域      | 524    |
|  | 河合町<br>(注) | 角川・稲越等における集合処理区域以外の区域、中沢上、保木林、上ヶ島、元田、天生、月ヶ瀬、大谷、舟原                        | 136    |
|  | 宮川町        | 小谷、大無雁、落合、岸奥、牧戸、丸山、菅沼、高牧、打保、戸谷、桑野、杉原、小豆沢、巢納谷、祢宜ヶ沢上、中沢上、塩屋、洞 他集合処理区域以外の区域 | 291    |
|  | 神岡町<br>(注) | 袖川・阿曾布・船津等における集合処理区域以外の区域  | 399    |
| 簡易排水事業                                     | 有家         | 有家地区簡易排水事業において定める区域  | 34     |
|  | 天生         | 天生地区簡易排水事業において定める区域  | 18     |
|  | 羽根         | 羽根地区簡易排水事業において定める区域  | 36     |
| 小規模排水<br>事業                                | 新名         | 新名地区小規模排水事業において定める区域   | 20     |
| 上記以外                                       | 全 市        |  | 0      |

対象処理人口：令和4年3月31日現在

### 3-9 し尿・浄化槽汚泥処理施設及び下水道汚泥焼却施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設としてみずほクリーンセンターと、中継施設として北吉城クリーンセンターが設置されています。

また、みずほクリーンセンターに隣接して下水道汚泥焼却施設があります。

それぞれの処理施設の位置は図3-8、概要は表3-15及び表3-16に示すとおりです。

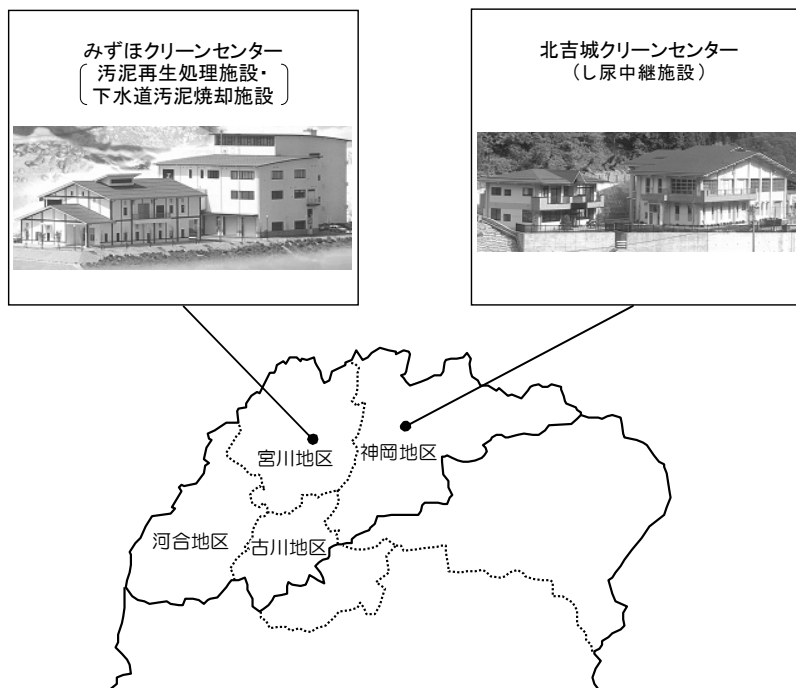


図3-8 処理施設の位置

表 3-15 北吉城クリーンセンターの概要

■し尿中継施設

| 項 目   | 北吉城クリーンセンター   |
|-------|---|
| 所在地   | 飛騨市神岡町吉ヶ原 36 番地 1                                       |
| 敷地面積  | 約 3,400 m <sup>2</sup>                                  |
| 延床面積  | 1,478 m <sup>2</sup>                                    |
| 貯留対象物 | し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥（濃縮汚泥）                                 |
| 収集地区  | 神岡地区、高山市（上宝町、奥飛騨温泉郷）                                    |
| 貯留方式  | 受入貯留のみ（前処理なし）   |
| 貯留能力  | 323 m <sup>3</sup><br>32 kl/日（し尿 16 kl/日、浄化槽汚泥 16 kl/日） |
| 竣工    | 平成 8 年 3 月（中継施設へ転換 令和 4 年 4 月）                          |

表 3-16 みずほクリーンセンターの概要

■汚泥再生処理施設

| 項 目   | みずほクリーンセンター・汚泥再生処理施設              |
|-------|-----------------------------------|
| 所在地   | 飛騨市宮川町三川原 1083 番地                 |
| 建築面積  | 624.80 m <sup>2</sup>             |
| 延床面積  | 1,223.5 m <sup>2</sup>            |
| 処理対象物 | し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥（濃縮汚泥）           |
| 収集地区  | 古川地区、河合地区、宮川地区、高山市（国府町）           |
| 処理方式  | 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式                   |
| 処理能力  | 40 kl/日（し尿 15 kl/日、浄化槽汚泥 25 kl/日） |
| 竣工    | 平成 15 年 3 月                       |

■下水道汚泥焼却施設

| 項 目   | みずほクリーンセンター・下水道汚泥焼却施設                   |
|-------|---|
| 所在地   | 飛騨市宮川町三川原 1083 番地                       |
| 建築面積  | 1,029.86 m <sup>2</sup>                 |
| 延床面積  | 2,557.63 m <sup>2</sup>                 |
| 処理対象物 | 下水道汚泥、農業集落排水汚泥                          |
| 収集地区  | 古川地区、河合地区、宮川地区、神岡地区、高山市（国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷） |
| 処理方式  | 流動床式焼却炉                                 |
| 処理能力  | 10t/日×1 炉                               |
| 竣工    | 平成 15 年 3 月                             |



## 第4章 計画の推進と進行管理

## 1. 計画の推進と進行管理

### 1-1 計画の推進体制

#### (1) 県、近隣自治体、関係機関等との連携

一般廃棄物処理事業の円滑な実施に向けて、本計画に基づく各種施策を推進していく上で、県、近隣自治体、関係機関等に対して協力・支援を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携及び協力体制の強化に努めます。

#### (2) 市民・事業者等との連携

一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の適正処理を継続していくためには、ごみの分別徹底等による減量化や資源化、生活雑排水対策などの取り組みの推進が前提となることから、市民や事業者の廃棄物処理への理解と協力が不可欠です。

また、豊かな自然環境と安全な生活環境の保全のためには、行政が主体となった廃棄物処理を進めるだけでなく、市民や事業者も一体となった地域全体での負荷軽減に向けた取り組みが必要です。

このため、適正な一般廃棄物処理の推進に向け、市民・事業者等との連携・協力体制づくりに努める必要があります。

具体的には、市民・事業者・市の三者がごみや生活排水の排出や処理の現状・問題点を正しく認識するとともに、本計画の基本方針、目標などを共有し、コミュニケーションや情報交換などを推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが大切です。

例えば、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減や、台所や洗濯などでの洗剤の適量使用が水質汚濁負荷の軽減に大きく貢献していることなどを伝え、正しい情報を市民・事業者・市で共有していくことにより、本計画の施策を効果的かつ効率的に展開していきます。

## 1-2 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や目標の達成状況等を正しく点検・評価するしくみが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本市における一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて把握します。

この方法は、①策定（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

この一連のサイクルによる計画の検証は、毎年度に実施することを基本とします。

このとき、各年度におけるごみ処理の状況、計画の全体的な進捗状況、施策の実施状況等を踏まえて、目標の達成状況について点検・評価を行います。

点検・評価に基づく結果（ごみ排出量、処理・処分量、資源化実績、生活排水処理率など）は、広報紙やホームページを通じて広く市民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。

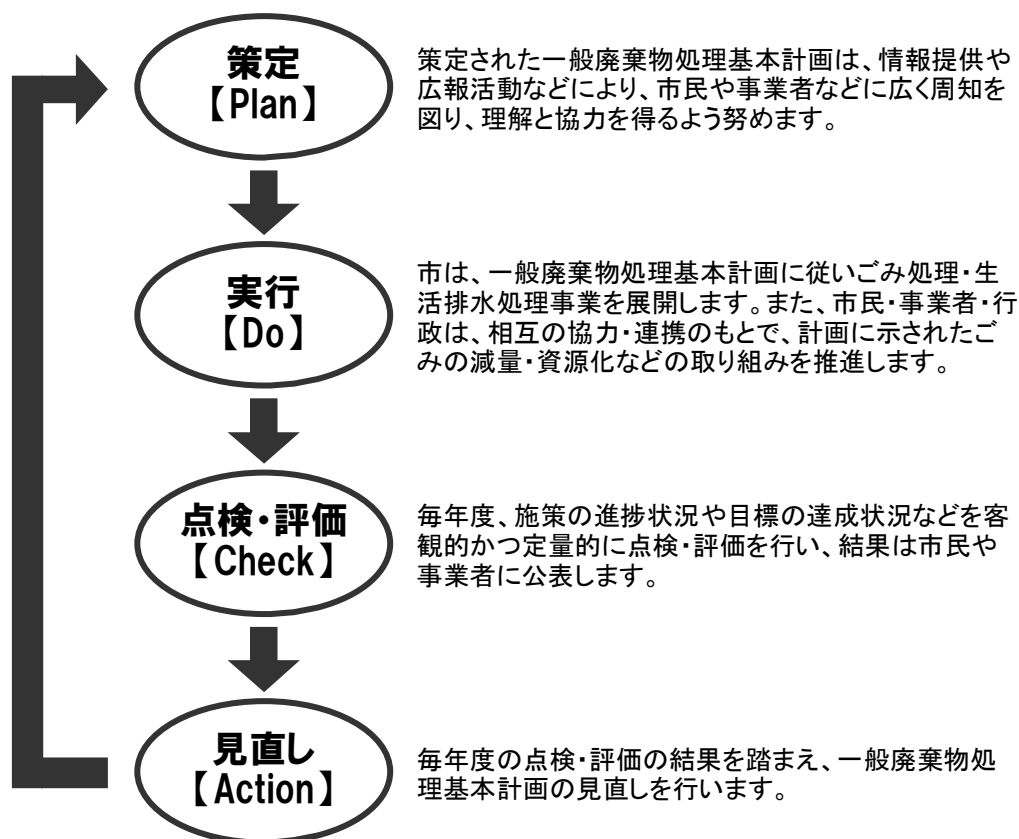


図 4-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

# 資 料 編

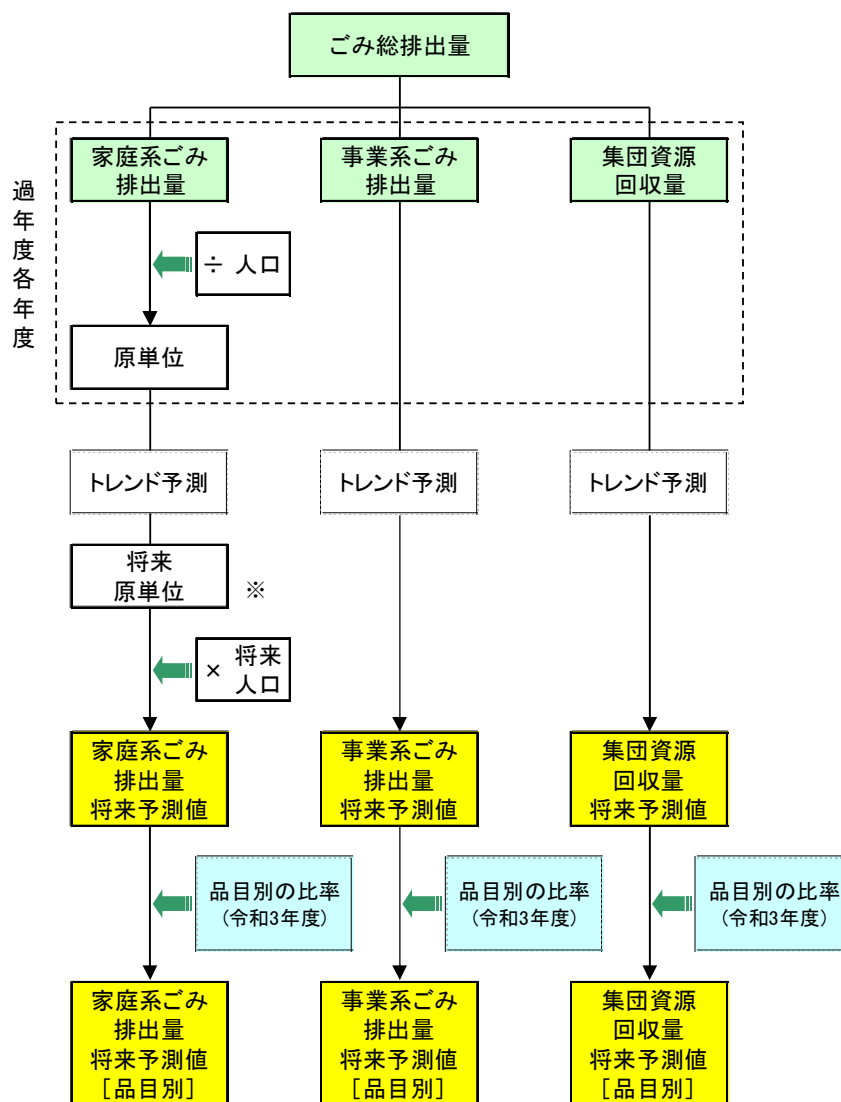
## 資料 1. ごみ排出量、処理・処分量の予測方法

将来のごみ総排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収を予測し、これらを合計することにより算出しました。

家庭系ごみ排出量は、「原単位法」を使用して将来予測しました。「原単位法」とは、『市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（原単位）』に『将来人口』と『年間日数』を乗ずることにより排出量を求める方法です。

また、事業系ごみ、集団資源回収は、本市の全人口を対象とするものではないことから、原単位法を用いることは不適切と判断し、それぞれの全量について、過年度の実績よりトレンド予測を行いました。

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収については、将来の排出量を現状（平成28年度）のごみ・資源の品目別の比率で配分することにより、将来における品目別の排出量を設定しました。



※ 1. 家庭ごみの将来原単位は、トレンド予測により適切な数値を設定することができなかつたため、前計画策定後の3年間（令和元年度～3年度）の平均値を採用しました。

図 1-1 ごみ排出量の将来予測フロー

将来の処理・処分量は、ごみ排出量の将来予測値〔品目別〕と処理・処分の実績値より、下表に示す方法により推計しました。

表 1-1 処理・処分量の推計方法

| 処理・処分量 | 推 計 方 法  |
|--------|--|
| 焼却処理量  | 以下の品目の合計。<br>①可燃ごみ（収集）〔家庭系ごみ〕<br>②可燃ごみ（持込）〔事業系ごみ〕<br>③粗大ごみ（粗大ごみ）<br>※平成 24 年度以降は飛騨市以外からの搬入なし。  |
| 焼却残渣量  | 過去 10 年間（平成 19～28 年度）の焼却残渣発生率（焼却残渣量／焼却処理量）の平均値を用いて焼却処理量を配分。  |
| 総資源化量  | 行政回収と集団資源回収の合計。<br>行政回収は以下の品目の合計。<br>①資源ごみ<br>カン、ビン、ペットボトル、プラ製容器包装、紙類、プラスチック製品、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、衣類、鉄くず類、蛍光管、乾電池、小型家電類<br>②特殊ごみ（廃食用油）<br>※蛍光管、乾電池は平成 20 年度から平成 23 年度は不燃ごみとして、小型家電類は平成 19 年度のみ粗大ごみとして埋立処分していました。 |
| 最終処分量  | 以下の品目の合計。<br>①焼却残渣<br>②不燃ごみ（埋立ごみ） ※陶器・ガラス類のこと  |

## ■回帰式の設定

将来の家庭系ごみ原単位、事業系ごみ、集団資源回収については、過年度の実績値に回帰式（①1次式、②対数式、③指数式、④累乗式）を当てはめ、最も適切と判断された回帰式より、それぞれの将来年度における予測値を設定することを基本としました。

回帰式の選定に際しては以下の点を考慮しました。

- ・ 極端なデータに引っ張られないこと（極端な増加傾向、又は減少傾向を示さないこと）
- ・ 回帰式の当てはまりが良いこと（決定係数（ $R^2$ ）が大きな値を示すこと）

※各回帰式の決定係数に余り差がない場合には、決定係数の大小は考慮に際して優先していません。

家庭系ごみの原単位、事業系ごみ、集団資源回収の将来予測で選定した回帰式を以下に示します。

表 1-2 選定した回帰式

| 項 目      | 選定した回帰式 | 採用データ  | 備 考   |
|----------|---------|--------|---|
| 家庭系ごみ原単位 | ——      | ——     | 回帰式による将来値は使用せず、前計画策定後の3年間(令和元年度～3年度)の平均値を採用 |
| 事業系ごみ    | 累乗式     | 過去10年間 | 増加量が最大のものを採用。                               |
| 集団資源回収   | 累乗式     | 過去10年間 | 減少量が最小になるものを採用。                             |

① 1次式  $y = ax + b$

伸び率が将来も継続すると仮定したモデル

② 対数式  $y = a \ln(x) + b$

伸び率が徐々に減少すると仮定したモデル

③ 指数式  $y = ae^{bx}$

伸び率が徐々に増加すると仮定したモデル

④ 累乗式  $y = ax^b$

伸び率が比較的緩やかで極端な変化をしないと仮定したモデル

※  $x$  : 予測年度 ( $x$ 年度)、 $y$  :  $x$ 年度の推計値、 $a \cdot b$  : 定数

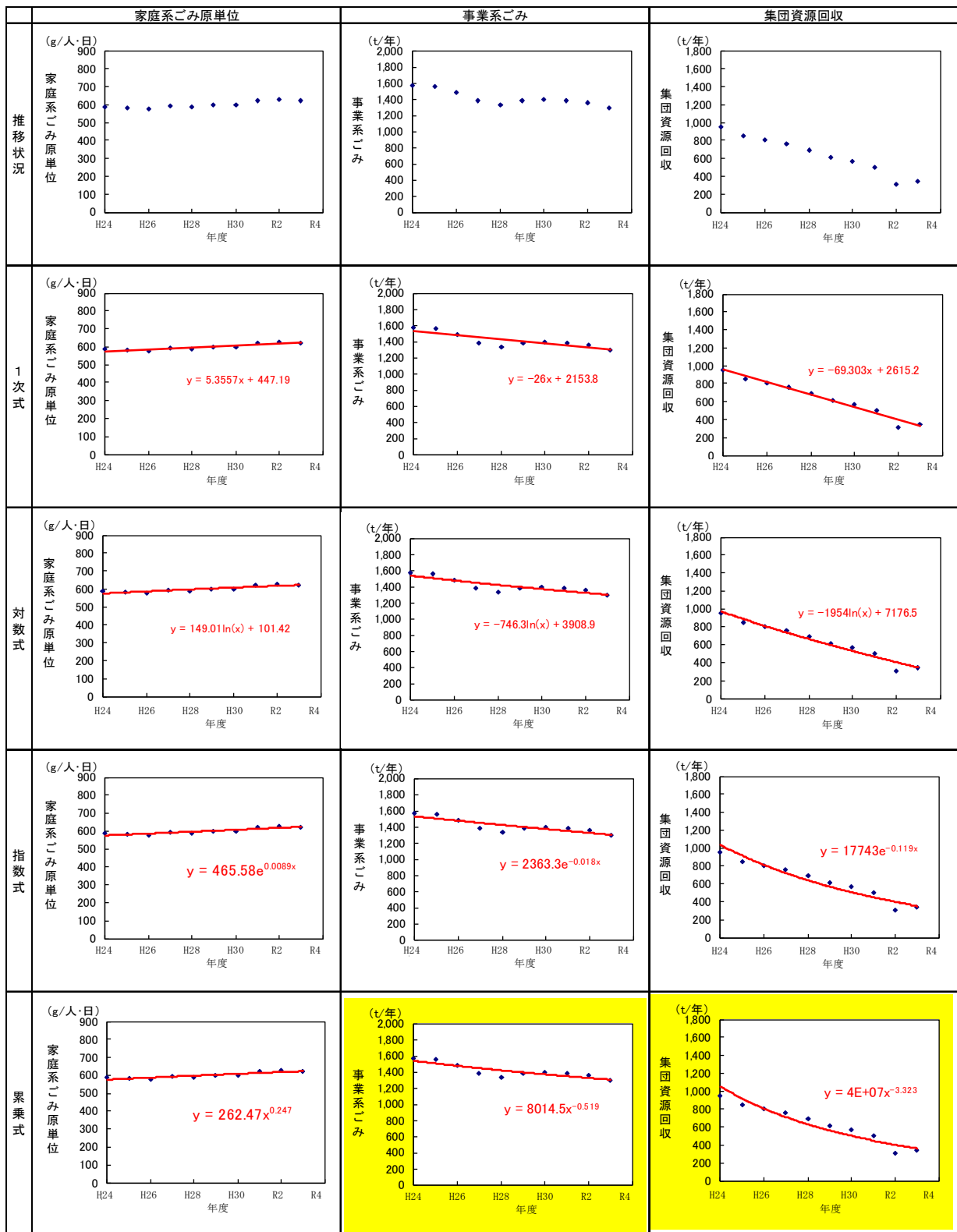


図 1-2 回帰式の検討結果



## 資料2. ごみ減量実施時の条件設定

ごみ減量実施時の家庭系ごみ原単位・事業系ごみ排出量の条件、減量実施によるごみ品目別排出量への影響を以下に示します。

表 2-1 減量実施時の家庭系ごみ原単位・事業系ごみ排出量の条件

| 項目       | 減量実施時の条件                                      |
|----------|---|
| 家庭系ごみ原単位 | 現状推移時の場合と比べて<br>・令和4年度：-0.6%<br>・令和9年度：-3.06% |
| 事業系ごみ排出量 | 現状推移時の場合と比べて<br>・令和4年度：-0.5%<br>・令和9年度：-0.5%  |
| 資源回収量    | 現状推移時の場合と比べて<br>・令和4年度：-5.0%<br>・令和9年度：-5.0%  |

※飛騨市第三次環境基本計画の事業実施指標の目標設定の考え方〔家庭系ごみは、一人一日当たりの排出量を計画期間（令和12年度まで）で5%の削減、事業系ごみは、計画期間（令和12年度まで）で5%の削減〕に基づき、ごみ減量実施時の条件設定を行っています。

※飛騨市第三次環境基本計画の事業実施指標に用いている家庭系ごみ原単位の値は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」を出典としています。この値は、岐阜県統計課が作成した令和2年10月1日現在の人口を基に算出した数値のため、飛騨市第三次一般廃棄物処理基本計画の値とは一致していません。

※家庭系ごみ原単位は、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量について、現状推移時の場合と比べて減量実施時のごみ排出量がどの程度減少するかを、令和4年度と令和9年度について、示したものです。

事業系ごみ排出量は、事業系ごみ（一般廃棄物）の計画処理量について、現状推移時の場合と比べて減量実施時のごみ排出量がどの程度減少するかを、令和4年度と令和9年度について、示したものです。

資源回収量は、集団資源回収について、現状推移時の場合と比べて減量実施時に回収した量によってごみ排出量がどの程度減少するかを、令和4年度と令和9年度について、示したものです。





資料4. 生活排水の予測結果一覧表

生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥量の予測結果一覧表を以下に示します。

表5-1 生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥量の予測結果 [一覧表]

| 項目               | 単位 | 年度     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     | R9     |
| 計画処理区域内地人口(a)    | 人  | 28,746 | 28,251 | 27,864 | 27,405 | 27,005 | 26,512 | 26,064 | 25,709 | 25,374 | 24,975 | 24,472 | 24,027 | 23,571 | 23,227 | 22,790 | 22,185 | 21,809 | 21,432 | 21,055 | 20,700 | 20,345 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口(b) | 人  | 17,457 | 18,547 | 19,374 | 20,339 | 20,693 | 19,818 | 20,070 | 20,002 | 19,827 | 19,806 | 19,642 | 19,665 | 19,517 | 19,665 | 19,447 | 18,593 | 18,538 | 18,472 | 18,380 | 18,195 | 18,002 |
| 公共下水道人口          | 人  | 12,517 | 13,239 | 14,270 | 14,320 | 14,710 | 14,605 | 14,917 | 14,944 | 14,911 | 15,031 | 15,439 | 15,533 | 15,412 | 15,609 | 15,412 | 14,874 | 14,851 | 14,822 | 14,763 | 14,650 | 14,526 |
| 農業集落排水施設人口       | 人  | 3,668  | 3,828  | 3,722  | 3,618  | 3,510  | 3,380  | 3,370  | 3,312  | 3,236  | 3,152  | 3,186  | 3,126  | 3,114  | 3,020  | 3,020  | 3,130  | 3,106  | 3,080  | 3,048  | 2,992  | 2,936  |
| 合併処理浄化槽人口        | 人  | 1,272  | 1,480  | 1,382  | 2,401  | 2,473  | 1,833  | 1,783  | 1,746  | 1,680  | 1,623  | 1,017  | 1,026  | 991    | 1,036  | 1,015  | 589    | 581    | 570    | 569    | 553    | 540    |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口   | 人  | 5,240  | 4,183  | 3,491  | 2,890  | 2,445  | 3,012  | 2,697  | 2,568  | 2,496  | 2,326  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  | 1,449  | 1,327  | 1,231  | 1,132  | 1,039  | 973    |
| 単独処理浄化槽人口        | 人  | 5,240  | 4,183  | 3,491  | 2,890  | 2,445  | 3,012  | 2,697  | 2,568  | 2,496  | 2,326  | 2,128  | 1,976  | 1,817  | 1,683  | 1,552  | 1,449  | 1,327  | 1,231  | 1,132  | 1,039  | 973    |
| 非水洗化人口           | 人  | 6,049  | 5,521  | 4,999  | 4,176  | 3,867  | 3,682  | 3,297  | 3,139  | 3,051  | 2,843  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  | 2,143  | 1,944  | 1,729  | 1,543  | 1,466  | 1,370  |
| 汲み取り人口           | 人  | 6,049  | 5,521  | 4,999  | 4,176  | 3,867  | 3,682  | 3,297  | 3,139  | 3,051  | 2,843  | 2,702  | 2,366  | 2,237  | 1,879  | 1,791  | 2,143  | 1,944  | 1,729  | 1,543  | 1,466  | 1,370  |
| 自家処理人口           | 人  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率(b/a)     | %  | 60.7%  | 65.7%  | 69.5%  | 74.2%  | 76.6%  | 74.8%  | 77.0%  | 77.8%  | 78.1%  | 79.3%  | 81.9%  | 82.8%  | 84.7%  | 85.3%  | 83.8%  | 85.0%  | 86.2%  | 87.3%  | 87.9%  | 88.5%  | 88.5%  |

注：計画処理区域内地人口は、各年度3月31日現在における行政人口を示します。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

| 項目      | 単位   | 年度     |        |        |        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |      | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    |
| し尿収集量   | k0/年 | 13,428 | 11,885 | 11,484 | 11,196 | 10,770 | 10,055 | 9,676 | 9,409 | 9,229 | 8,807 | 8,549 | 8,679 | 8,134 | 7,919 | 7,823 | 7,663 | 7,509 | 7,362 | 7,222 | 7,088 | 6,959 |
| し尿      | k0/年 | 4,212  | 3,731  | 3,407  | 3,018  | 2,765  | 2,501  | 2,298 | 2,175 | 2,009 | 1,753 | 1,722 | 1,700 | 1,529 | 1,418 | 1,393 | 1,333 | 1,275 | 1,220 | 1,168 | 1,118 | 1,071 |
| 浄化槽汚泥   | k0/年 | 9,216  | 8,154  | 8,077  | 8,178  | 8,005  | 7,554  | 7,378 | 7,234 | 7,220 | 7,054 | 6,827 | 6,979 | 6,605 | 6,501 | 6,430 | 6,330 | 6,234 | 6,142 | 6,054 | 5,969 | 5,889 |
| 1日平均収集量 | k0/日 | 36.7   | 32.6   | 31.5   | 30.7   | 29.4   | 27.5   | 26.5  | 25.8  | 25.2  | 24.1  | 23.4  | 23.8  | 22.2  | 21.7  | 21.4  | 21.0  | 20.5  | 20.2  | 19.8  | 19.4  | 19.0  |
| 年間日数    | 日    | 366    | 365    | 365    | 365    | 366    | 365    | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   | 365   | 365   | 365   | 366   |

注：平成16年度以降、浄化槽汚泥量には農業集落排水汚泥量も含まれます。

## 飛騨市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月 発行

飛騨市 環境水道部

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町2-22

TEL 0577-73-2111 FAX 0577-73-6373